

平成 29 年度 第 1 回 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会次第

日 時：平成 29 年 6 月 27 日（火）

午後 2 時

場 所：議会第 3 委員会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告事項

平成 28 年度情報公開個人情報保護制度の運用状況について

4 その他

5 閉会

平成 2 8 年 度

情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 制 度
運 用 状 況 報 告 書

川 口 市

目 次

I 情報公開制度

1 情報公開制度について	1
2 情報公開制度の運用状況	1
(1) 情報公開請求・申出の処理状況	1
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況	5
・情報公開制度請求内容一覧	7
・情報公開請求・申出者の内訳	2 4
(2) 非公開決定等の理由	2 4

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について	2 5
2 個人情報保護制度の運用状況	2 8
(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況	2 8
・実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数	2 8
・実施機関別の保有個人情報訂正請求の処理件数	2 8
・課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況	2 9
・課別の保有個人情報訂正請求の訂正等の処理状況	2 9
・保有個人情報開示請求内容一覧	3 0
・保有個人情報訂正請求内容一覧	3 4
(2) 不開示決定等の理由	3 5
(3) 個人情報取扱業務の登録状況	3 6
(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況	4 6

III 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について	5 2
(1) 審査会の目的	5 2
(2) 審査会の委員	5 2
2 審査会の開催状況	5 2
3 不服申立ての状況	5 2
4 審査会の答申	5 2

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について	5 3
(1) 審議会の目的	5 3
(2) 審議会の委員	5 3
2 審議会の開催状況	5 4
3 審議会の答申	5 4

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について	5 8
2 附属機関等の会議の公開状況	5 8

VI 資料

・川口市情報公開条例	6 1
・川口市個人情報保護条例	7 5
・川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	9 7
・情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況	1 0 0

I 情報公開制度

1 情報公開制度について

(1) 目 的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 公文書の公開請求ができる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア～オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の７項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの

エ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある情報

オ 審議、検討、協議に関する情報

審議、検討又は協議に関する検討過程の中で、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

カ 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に関する情報であって、公にすると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

キ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(6) 公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して１５日（市の休日を除く。）以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を３０日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 不服申立て

実施機関は、決定について不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問し、その答

申を尊重して、速やかに、不服申立てに対する決定をします。

（８）公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日（平成１３年４月１日）前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

（９）情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

2 情報公開制度の運用状況

(1) 情報公開請求・申出の処理状況

平成28年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は216件で、その対象として処理した公文書数は389文書でした。その決定内容の内訳としては、全部公開したものは46文書、一部を公開したものは343文書、非公開としたものは、文書不存在によるものが9件、取下げは19件でした。対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、概ね100%でした。

また、対象文書数を実施機関別でみると、市長が310文書、教育委員会が49文書、監査委員が1文書、農業委員会が2文書、水道事業管理者が6文書、病院事業管理者が8文書、議会が13文書となりました。(表－1)

なお、課別の受付、処理状況は表－2、その請求内容等については表－3となっており、請求者の区分別件数は表－4のとおりです。

表－1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

実施機関	区 分	受付 件数	処理件数											
				取下げ 件 数	決定件数									
					決定内容									
					公 開		部 分 公 開		非 公 開					
									非公開情報 に該当		文書不存在		存否応答 拒否	
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数			
市 長	請 求	127	153	12	141	248	26	39	111	209	0	0	4	0
	申 出	49	49	3	46	62	0	0	45	62	0	0	1	0
	小 計	176	202	15	187	310	26	39	156	271	0	0	5	0
教育委員会	請 求	23	28	2	26	48	2	4	20	44	0	0	4	0
	申 出	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	小 計	24	29	2	27	49	2	4	21	45	0	0	4	0
選挙管理 委員会	請 求	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	請 求	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
農業委員会	請 求	1	1	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0
固定資産 評価審査 委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業 管理者	請 求	3	3	1	2	6	1	2	1	4	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	3	3	1	2	6	1	2	1	4	0	0	0	0
病院事業 管理者	請 求	1	1	0	1	8	0	0	1	8	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	1	8	0	0	1	8	0	0	0	0
議 会	請 求	9	9	0	9	13	0	0	9	13	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	9	9	0	9	13	0	0	9	13	0	0	0	0
合 計		216	247	19	228	389	30	46	189	343	0	0	9	0

表－２ 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名		処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	処理件数	公 開		部分公開		非公開		取下げ	処理件数
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数		
市 長	職員課	6	13	0	0	1	10	0	0	2	0	0	1	3	0	0	2	0	0
	検査室	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管財課	4	8	1	1	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約課	3	2	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民税課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産税課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自治振興課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通安全対策課	3	9	0	0	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活福祉1課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活福祉2課	1	9	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長寿支援課	4	1	0	0	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども総務課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害福祉課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども育成課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育運営課	7	18	5	9	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育入所課	4	18	0	0	3	18	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	わかゆり学園	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健衛生課	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国民健康保険課	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境保全課	4	4	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物対策課	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境施設課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戸塚環境センター	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農政課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	グリーンセンター	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公営競技事務所	2	10	1	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路維持課	4	4	0	0	1	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0
	道路建設課	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	河川課	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画管理課	3	15	1	1	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開発審査課	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	建築安全課	108	143	8	8	57	77	0	0	0	0	0	43	58	0	0	0	0	0
	みどり課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公園課	8	9	0	0	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	歴史自然公園・火葬施設整備室	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区画整理課	2	2	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東部土地区画整理事務所	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道維持課	4	2	1	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道推進課	3	2	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消防総務課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予防課	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		202	310	26	39	111	209	4	0	12	0	0	45	62	1	0	3	0	0
実施機関名		処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	処理件数	公 開		部分公開		非公開		取下げ	処理件数
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数		
教育委員会	教育総務課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	生涯学習課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央図書館	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	科学館	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	スポーツ課	6	6	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学務課	10	6	0	0	5	6	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指導課	7	22	0	0	6	22	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健課	2	10	1	2	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		29	49	2	4	20	44	4	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0

実施機関名	処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
			公 開		部分公開		非公開		取下げ		公 開		部分公開		非公開		取下げ	
			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数		
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	1		0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	1	1	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	2	0	0	1	2	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	施設課	2	2	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄水課	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	医療センター管理課	1	8	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	議会事務局庶務課	9	13	0	0	9	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		16	30	2	3	12	27	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		247	389	30	46	143	280	8	0	16	0	0	46	63	1	0	0	3

※処理件数とは、平成28年度中に受付をし、担当課が公開・部分公開・非公開決定処理及び取下げ処理を行った件数です。
同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。
(対象)文書数とは決定処理の対象となった件数です。

※請求は平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書を請求権者が請求した場合です。
申出は「請求」以外の場合です。

表－3 情報公開制度請求内容一覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
1	市長 職員課	161	H29.1.12	請 求	5条1号	川口市役所において懲戒免職処分を行ったものに対する処分日、役職、処分事由と理由、それに対する退職金の支払いの有無がわかるもの			取下げ			情報提供
2	市長 職員課	162	H29.1.12	請 求	5条1号	川口市役所において今までに行った懲戒処分の履歴がわかるもの			取下げ			情報提供
3	市長 職員課	163	H29.1.12	申 出	5条1号	川口市役所において懲戒免職処分を行ったものに対する処分日、役職、処分事由と理由、それに対する退職金の支払いの有無がわかるもの			取下げ			情報提供
4	市長 職員課	164	H29.1.12	申 出	5条1号	川口市役所において今までに行った懲戒処分の履歴がわかるもの			取下げ			情報提供
5	市長 職員課	187	H29.2.24	請 求	5条1号	市長部局で行われた平成16年7月29日減給処分、平成17年11月29日減給処分、平成19年11月30日減給処分、平成19年12月21日停職処分、平成21年6月11日停職処分、平成25年6月25日停職処分、平成26年3月25日減給処分、平成27年7月13日停職処分、および、平成13年9月28日免職処分、平成22年10月22日免職処分、平成13年9月28日免職処分、平成22年10月22日免職処分、を行ったそれぞれについて、1 罪名、2 被疑事実、3 裁判の有無、4 起訴の有無、5 刑事処分の内容、6 処分者に対する聴聞・弁明の機会の付与の有無、6が有りの際はその内容のわかるもの	10	H29.3.22	部分公開	7条2号 7条5号	個人名、検討に関する事項	
6	市長 職員課	188	H29.2.24	申 出	5条1号	市長部局で行われた昭和58年2月28日免職処分、昭和38年7月31日免職処分、平成2年12月14日免職処分を行ったそれぞれについての1 罪名、2 被疑事実、3 裁判の有無、4 起訴の有無、5 刑事処分の内容、6 処分者に対する聴聞・弁明の機会の付与の有無、6が有りの際はその内容のわかるもの	3	H29.3.22	部分公開	7条2号 7条5号	個人名、検討に関する事項	
7	市長 検査室	82	H28.7.15	請 求	5条1号	区画街路6-122号街路築造工事に関する一切の資料			非公開	11条2項 (文書 不存在)		
8	市長 管財課	5	H28.4.8	請 求	5条1号	・本庁舎警備業務委託契約書 ・本庁舎保守管理業務委託契約書 ・川口駅西口地下公共駐車場総合清掃業務委託 見積り合わせ記録書 ・公共駐車場管理業務委託(川口駅西口地下駐車場) 見積り合わせ記録書	4	H28.4.26	部分公開	7条3号	法人の印影	
9	市長 管財課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	2	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
10	市長 管財課	165	H29.1.19	請 求	5条6号	下記地番の直近の土地賃貸契約書 ・東京都台東区清川2-9-5 ・東京都台東区清川2-9-6 ・東京都台東区清川2-9-7 ・東京都台東区清川2-9-8	1	H29.2.2	部分公開	7条2号	個人の印影	
11	市長 管財課	183	H29.2.21	請 求	5条6号	下記地名地番の国有財産等所在市町村交付金の額 東京都台東区清川2-9-6	1	H29.3.6	公開			受付No.183～186については、受付No.183としてまとめて公開決定をした
12	市長 管財課	184	H29.2.21	請 求	5条6号	下記地名地番の国有財産等所在市町村交付金の額 東京都台東区清川2-9-8						受付No.183～186については、受付No.183としてまとめて公開決定をした

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
13	市長 管財課	185	H29.2.21	請 求	5条6号	下記地名地番の国有財産等所在 市町村交付金の額 東京都台東区清川2-9-7						受付No.183 ～186につ いては、受 付No.183と してまとめ て公開決定 をした
14	市長 管財課	186	H29.2.21	請 求	5条6号	下記地名地番の国有財産等所在 市町村交付金の額 東京都台東区清川2-9-5						受付No.183 ～186につ いては、受 付No.183と してまとめ て公開決定 をした
15	市長 契約課	82	H28.7.15	請 求	5条1号	区画街路6-122号街路築造工事に 関する一切の資料			非公開	11条2項 (文書 不存在)		
16	市長 契約課	192	H29.2.24	請 求	5条1号	①業者指名のあり方通知書(平成 29年1月通知) ②随意契約の適正化通知(平成29 年2月通知)	2	H29.3.7	公開			
17	市長 契約課	214	H29.3.23	請 求	5条1号	見積合せや随意契約において、見 積書を徴収する業者数に関する文 書			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
18	市長 市民税課	148	H28.11.30	請 求	5条2号	店舗名称を「ザ アラサイト」またはそ れに類する名前、所在地を埼玉県 川口市栄町3-9-13 k21ビル3F 店舗名称を「トウキョウストーリーカフェ」ま たはそれに類する名前、所在地を 埼玉県川口市上青木西5-23-19 峠ビル とする飲食店の法人の名称、代表 者の氏名および法人の所在地			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
19	市長 固定資産税課	18	H28.4.25	請 求	5条6号	川口市全域における、平成28年度 1月1日(未整備の場合は平成27年 1月1日現在または最新のものの) 土地(家屋もあれば家屋)の現況図 で、「地番等異動修正業務委託契 約」や「GIS整備業務委託契約」「地 籍調査」等に基づく成果品として の、「地番、筆界、字名、字界、座標 等が分かる現況図データ」の複製物	1	H29.3.9	公開			
20	市長 自治振興課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から 平成28年6月30日の間の損害保険 契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条 件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	担当者の氏名、法人 の印影	
21	市長 自治振興課	122	H28.9.20	請 求	5条6号	川口市コミュニティ活動補償制度につ いて、概要がわかるパンフレット・チラシ 等、実施要綱・災害補償規定等、平 成28年度契約時の仕様書、平成28 年度契約時の入れおよび見積り合 わせ等の結果、平成28年度契約の 保険証券および特約・明細書等(保 険約款不要)、平成25、26、27年度 契約の事故件数および支払い保 険金額(被害者に支払った保険金 額)	1	H28.10.14	部分公開	7条2号 7条3号	担当者の氏名、法人 の印影	
22	市長 交通安全対策課	5	H28.4.8	請 求	5条1号	・自転車等放置防止指導業務委託 (川口・西川口・蕨・東川口駅) 契約 書 ・自転車等放置防止指導業務委託 (川口元郷・新井宿・戸塚安行駅) 見積り合わせ記録書 ・自転車等放置防止指導業務委託 (鳩ヶ谷駅 南鳩ヶ谷駅) 見積り合 わせ記録書 ・撤去自転車等管理業務委託(西 川口・芝樋ノ爪自転車等保管場所) 見積り合わせ記録書 ・自転車駐車場等管理委託(戸塚・ 東川口・東川口地下自転車駐車 場) 見積り合わせ記録書	6	H28.4.26	部分公開	7条3号	法人の印影	
23	市長 交通安全対策課	17	H28.4.21	請 求	5条1号	平成27年度及び平成28年度自転 車駐車場整理業務(放置自転車等 指導)業務委託契約仕様書	2	H28.5.20	部分公開	7条3号	委託業務受託会社の 代表者印・社印	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
24	市長 交通安全対策課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	民間損害保険会社の代表者印・社印	
25	市長 生活福祉1課	109	H28.9.5	請 求	5条1号	①〇〇〇〇の入所者に対して住宅扶助費が4万7千700円支給されている理由 ②〇〇〇〇の入所者が受給日に一人で保護費を取りに来て支給がされない理由	1	H28.10.4	部分公開	11条2項(文書不存在)	②について文書不存在	
26	市長 生活福祉2課	34	H28.5.19	請 求	5条6号	川口市にある宿泊所〇〇〇〇に関する以下の書類 ・川口市が新堀町会で配布した資料(2013年度～2016年まで) ・川口市が川口寮に対して出した通知文(2013年度～2016年まで) ・川口市が立ち入り検査した内容が分かる書類(2013年度～2016年まで)	9	H28.6.7	部分公開	7条2号	寮長の個人名	
27	市長 長寿支援課	48	H28.5.31	請 求	5条6号	平成28年度「川口市介護予防リフレクシウオーキング事業」における全参加者の企画提案書と評価点表及び審査時における選定委員の議事録			取下げ			情報提供
28	市長 長寿支援課	68	H28.6.24	請 求	5条6号	平成28年度公募分の「運動教室事業(介護予防健康アップ教室)業務委託」における全参加者の企画提案書および審査時における選定委員の議事録			取下げ			情報提供
29	市長 長寿支援課	87	H28.7.25	請 求	5条6号	社会福祉法人徳誠会 平成27年度サービス活動収益計(事業活動収支計算書)、貸借対照表			取下げ			請求者の申出による取下げ
30	市長 長寿支援課	202	H29.3.14	請 求	5条2号	生き生きサービス事業業務委託契約事業者の選定プレゼンテーションに関する書類(選定方法、選定者の評価表、選定結果)	1	H29.3.16	部分公開	7条3号	選定結果における事業者名	
31	市長 障害福祉課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
32	市長 わかゆり学園	5	H28.4.8	請 求	5条1号	わかゆり学園給食業務委託 契約書・見積書	1	H28.4.26	部分公開	7条2号 7条3号	見積書中の個人印、法人の印影	
33	市長 わかゆり学園	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	仲立人名、法人の印影	
34	市長 子ども総務課	81	H28.7.14	請 求	5条1号	川口市の朝日1丁目町会内で建設予定となっている新設保育園(私立)ハナビ保育園またはその経営団体により設立予定)に関する以下の公文書一式 ・開園予定の時期・住所・利用時間・施設内容・定員(各年齢ごと)が分かる資料 ・開園に関する計画を川口市へ申請した日付け・その内容が分かる資料	1	H28.8.3	部分公開	7条3号	法人の当該事業に関する情報、法人名	
35	市長 子ども育成課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	法人の社員名・印影	
36	市長 保育運営課	5	H28.4.8	請 求	5条1号	・保育所給食委託・見積書	5	H28.4.26	部分公開	7条2号 7条3号	法人の従業員氏名・臨時職員氏名、法人の印影	
37	市長 保育運営課	30	H28.5.9	請 求	5条1号	保育所清掃業務委託に関する文書及び保育所給食業務委託に関する文書	4	H28.5.19	部分公開	7条2号 7条3号	法人の従業員の印影、法人の印影	
38	市長 保育運営課	79	H28.7.14	請 求	5条1号	朝日東保育所の建て替えに関する3月24日と5月20日の住民説明会の議事録一式	2	H28.8.3	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
39	市長 保育運営課	80	H28.7.14	請 求	5条1号	朝日東保育園について、朝日4丁目町会町会長である宮氏に建て替え等に関して川口市の保育運営課の職員が昨年9月から今年3月までに連絡・通知等を行った日時、担当した職員名、その説明または通知内容が分かる公文書一式	4	H28.8.3	公開			
40	市長 保育運営課	88	H28.7.25	請 求	5条6号	社会福祉法人ミツ和会 平成27年度サービス活動収益計(事業活動収支計算書)、貸借対照表	1	H28.8.4	公開			
41	市長 保育運営課	99	H28.8.22	請 求	5条1号	朝日東保育所建設計画に於いて、その建設地として二軒在家公園、二軒在家テニスコートを候補地として調査、検討したすべての公文書一式	1	H28.9.9	公開			
42	市長 保育運営課	197	H29.3.9	請 求	5条1号	仮称朝日西保育所改築事業に関する住民説明会議録 平成29年2月16日実施	1	H29.3.30	公開			
43	市長 保育入所課	5	H28.4.8	請 求	5条1号	・保育所清掃用務委託 契約書(仕様書不要)・見積書 ・保育士派遣 契約書(仕様書含む)	4	H28.4.26	部分公開	7条3号	法人の印影	
44	市長 保育入所課	16	H28.4.21	請 求	5条6号	2015年9月1日に認可外保育所でおきた乳児の死亡事故に関わる消費者庁への報告書 2015年9月1日に認可外保育所でおきた乳児の死亡事故に関わる9月18日の行政指導の文書			取下げ			請求者の申出による取下げ
45	市長 保育入所課	30	H28.5.9	請 求	5条1号	保育所清掃業務委託及び保育所給食業務委託に関する文書	11	H28.5.19	部分公開	7条3号	法人の印影	
46	市長 保育入所課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	3	H28.10.21	部分公開	7条3号	契約相手方法人の印影	
47	市長 保健衛生課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	民間損害保険会社の代表者印・社印	
48	市長 保健衛生課	135	H28.10.26	請 求	5条2号	平成27、28年度スリムパチ駆除委託入札記録書及び仕様書	2	H28.11.14	部分公開	7条6号	予定価格、最低制限価格	
49	市長 国民健康保険課	45	H28.5.26	請 求	5条6号	平成28年度健康保険診療報酬明細書点検業務委託・国保・柔整における ①入札説明書 ②入札・見積合せ参加業者及び各業者の応札金額 ③仕様書 ④契約書及び契約金額			非公開	11条2項(文書不存在)		
50	市長 環境保全課	97	H28.8.12	請 求	5条2号	〇〇〇〇に関する苦情調査処理状況報告書	1	H28.9.1	部分公開	7条2号	苦情立会人に係る個人情報	
51	市長 環境保全課	100	H28.8.22	請 求	5条6号	環境保全課に届出される大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に関するボイラー情報で以下の内容がわかるもの 事業所名、所在地、ボイラーの台数、燃料の種類	1	H28.9.12	公開			
52	市長 環境保全課	106	H28.8.30	請 求	5条6号	環境保全課に届出される大気汚染防止法に基づく煤煙発生施設のうち液体燃料を使用する施設の内容がわかるもの	1	H28.9.7	公開			
53	市長 環境保全課	121	H28.9.20	請 求	5条6号	川口市青木5丁目17番24号、25号に係る特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書	1	H28.10.5	部分公開	7条2号	報告者の住所・氏名・印影	
54	市長 廃棄物対策課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	4	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の代表社印・社印	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
55	市長 環境施設課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
56	市長 戸塚環境センター	5	H28.4.8	請 求	5条1号	・戸塚環境センター西棟清掃委託 契約書・見積書 ・厚生会館清掃委託 契約書	3	H28.4.26	部分公開	7条3号	法人の印影	
57	市長 農政課	171	H29.2.6	請 求	5条6号	特定農地貸付法に基づいて川口市安行領根岸でシェア畑川口の名称で開設された市民農園に関し、その開設者が川口市長に対し必要な手続きとして行った市民農園事業計画画申出書に係る次の文書 ①受付印のある市民農園事業計画画申出書の最初の文書 ②開設者が市民農園の開設手続き業務を委任したことを証する委任状 ③市長との貸付協定書 ④市民農園事業計画画	1	H29.2.24	部分公開	7条2号	申請者住所・印影、法人の社員名・住所	
58	市長 グリーンセンター	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	4	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
59	市長 公営競技事務所	110	H28.9.6	請 求	5条6号	川口市と一般財団法人小型自動車競走会との運営委託契約書及び小型自動車競走選手〇〇〇〇氏へのオートレース賞金支払に関連した文書一切	9	H28.9.30	公開			
60	市長 公営競技事務所	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	法人の社員名・印影	
61	市長 道路維持課	29	H28.5.9	請 求	5条6号	市道路線にかかる告示文書と道路形状の分かる資料(平面図を希望) 新郷第79-5、79-6号線 神根第420-5、449-3、420-6、434-2号線 戸塚第146-1、2-1号線	3	H28.5.30	部分公開	7条2号 7条3号	平面図の作成者の氏名・印影	
62	市長 道路維持課	146	H28.11.28	申 出	5条6号	埼玉県の実施した川口市土地区画整理(事業計画決定昭和46年4月1日換地処分昭和51年12月17日)に関する区画整理換地図面(寸法・面積入り)のうち、以下の地番の土地を含むもの 埼玉県川口市西青木3丁目14番44号	1	H28.12.26	部分公開	7条2号	土地所有者名、地目	
63	市長 道路維持課	207	H29.3.16	請 求	5条6号	川口市弥平4丁目3番11号交差点における幹線第18号線及び南平404号線の道路の幅員・位置関係等の状況がわかる図面一切			取下げ			請求者の申出による取下げ
64	市長 道路維持課	208	H29.3.16	申 出	5条6号	川口市弥平4丁目3番11号交差点における幹線第18号線及び南平404号線の道路の幅員・位置関係等の状況がわかる図面一切			取下げ			請求者の申出による取下げ
65	市長 道路建設課	40	H28.5.25	請 求	5条6号	新郷第415号線道路改良工事の設計図書	1	H28.6.9	公開			
66	市長 道路建設課	140	H28.11.1	請 求	5条6号	平成28年度神根第470号線道路改良工事に係る設計書図書一式	1	H28.11.18	公開			
67	市長 河川課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
68	市長 河川課	154	H28.12.8	請 求	5条2号	平成26年9月19日 レーベンスクエア川口ファリア 費用負担額算定概要書 荒川改修工事に伴う環境事後調査委託書	1	H28.12.16	公開			
69	市長 河川課	181	H29.2.15	請 求	5条2号	芝川河川敷低木管理委託 平成28年4月8日開札 金入り設計書(数量表、特記、図面を除く)	1	H29.2.23	公開			
70	市長 計画管理課	14	H28.4.18	請 求	5条6号	本前川1丁目から3丁目における住居表示台帳、住居表示新旧対照表、住居表示案内図	1	H28.5.11	公開			
71	市長 計画管理課	95	H28.8.8	請 求	5条6号	平成28年1月1日から平成28年6月30日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)、該当の住居表示台帳又は位置図(新設物件の付定日・地番のあるもの)	7	H28.9.1	部分公開	7条2号	建築主等の氏名・住所・電話番号	
72	市長 計画管理課	177	H29.2.13	請 求	5条6号	平成28年7月1日から平成28年12月31日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)と該当の住居表示台帳又は位置図(新設物件の付定日・地番のあるもの)	7	H29.3.13	部分公開	7条2号	住居表示付定簿のうち個人を特定する建築主等の氏名・住所・電話番号	
73	市長 開発審査課	64	H28.6.14	申 出	5条6号	昭和60年10月1日 許可番号第14号に係る擁壁に関する資料			非公開	11条2項(文書不存在)		
74	市長 開発審査課	128	H28.10.11	請 求	5条2号	開発登録簿平成26年11月11日許可番号346 擁壁について 構造【計算書、設計者、構造、容量、材料、施工期間、費用、関わった人全ての連絡先、住所等の一切の資料	1	H28.11.7	部分公開	7条2号 11条2項	擁壁についての構造計算書、設計者、構造中の個人氏名 文書不存在 擁壁についての施工者、容量、材料、施工期間、費用、係った人すべての連絡先・住所	
75	市長 建築安全課	1	H28.4.4	請 求	5条1号	道路調査報告書No.4343(平成14年8月19日決裁日)、建物位置図	1	H28.4.18	部分公開	7条2号	相談者の氏名、電話番号、建物位置図内個人名	
76	市長 建築安全課	2	H28.4.7	請 求	5条2号	道路調査報告書No.2732内 報告書(平成27年4月23日決裁)案内図、公図、航空写真 道路の協定の締結について(伺い)(平成27年6月11日決裁)一式	2	H28.4.28	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影	
77	市長 建築安全課	3	H28.4.7	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2732内 報告書(昭和62年8月13日決裁)一式 道路の協定の締結について(伺い)(昭和63年10月4日決裁)一式	2	H28.4.28	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
78	市長 建築安全課	6	H28.4.8	申 出	5条1号	道路調査報告書No.3222(平成元年5月20日付)道路調査書、承認届、求積図、私道中心及び終端境界杭	1	H28.4.27	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号	
79	市長 建築安全課	7	H28.4.8	申 出	5条6号	道路調査書No.2559(昭和62年2月2日決裁)	1	H28.4.26	部分公開	7条2号	相談者氏名・電話番号、建築主氏名	
80	市長 建築安全課	8	H28.4.8	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5502(平成19年11月20日決裁)	1	H28.4.26	公開			
81	市長 建築安全課	9	H28.4.14	請 求	5条2号	道路調査報告書No.2282(昭和61年1月29日決裁)、案内図、公図、現場写真、協定書一式、(写真を含む)、平成21年現調資料のうち仮求積図	3	H28.4.28	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内人物の顔	
82	市長 建築安全課	10	H28.4.14	申 出	5条3号	道路調査報告書No.3341(平成元年12月14日決裁)公図、現況図	1	H28.4.26	部分公開	7条2号	個人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
83	市長 建築安全課	11	H28.4.15	申 出	5条6号	道路調査書No.2499(昭和61年10月24日決裁)調査書、案内図、公図、写真 道路調査書(昭和59年1月12日決裁)、案内図、公図、写真、協定書一式、土地分割実測図、配置図、取扱い願い書	3	H28.5.6	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
84	市長 建築安全課	12	H28.4.18	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4773(平成16年2月26日決裁)内道路調査報告書、公図、求積図、写真 道路調査報告書No.2404	1	H28.4.28	部分公開	7条2号	個人名、写真内表札	
85	市長 建築安全課	13	H28.4.18	申 出	5条2号	道路調査書No.2404(昭和61年6月13日決裁)内道路調査書、公図、私道の取扱いについて(一式)、公図、道路協定図	1	H28.4.28	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
86	市長 建築安全課	15	H28.4.21	請 求	5条2号	道路調査書No.2419(昭和61年7月2日決裁)、公図	1	H28.4.26	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号	
87	市長 建築安全課	19	H28.4.26	申 出	5条2号	②道路調査報告書No.5107(昭和56年10月29日決裁)うち、協定書(取扱い願書)、公図の写し、現況測量図、道路計画図	1	H28.5.9	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号	
88	市長 建築安全課	20	H28.4.26	請 求	5条2号	①道路調査報告書No.5107(平成17年5月9日決裁)うち調査報告書、許可条件、協定書	1	H28.5.9	部分公開	7条2号	個人名	
89	市長 建築安全課	21	H28.4.26	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5521(平成19年12月28日決裁)、公図	1	H28.5.13	部分公開	7条2号	個人名	
90	市長 建築安全課	23	H28.4.28	請 求	5条6号	協定道路による道路No.551(平成8年12月13日)内道路協定書 写真、建物現況計画図(杭位置明示、境界明示)	1	H28.12.28	部分公開	7条2号	個人の氏名・印影	
91	市長 建築安全課	24	H28.5.2	申 出	5条2号	協定による道路No.277(昭和57年5月4日)内 建築基準法関係取扱い調書、写真、配置図、協定書、公図、配置図、構造図、地図	1	H28.5.19	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影、写真内人物の顔	
92	市長 建築安全課	27	H28.5.6	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5521(平成19年12月28日決裁)、同調査書内報告書(平成28年4月25日)、案内図、公図	2	H28.5.18	部分公開	7条2号 7条3号	個人名、法人名	
93	市長 建築安全課	28	H28.5.6	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6036(平成23年12月14日決裁)、案内図×2、公図、平面図	1	H28.5.18	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号	
94	市長 建築安全課	31	H28.5.13	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6054(平成24年4月9日決裁)案内図①、②、公図	1	H28.5.23	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号	
95	市長 建築安全課	32	H28.5.16	請 求	5条1号	道路調査報告書No.6295(平成27年3月11日決裁)内 道路調査報告書、公図、案内図	1	H28.5.27	部分公開	7条2号 7条3号	個人名、法人名	
96	市長 建築安全課	33	H28.5.17	申 出	5条6号	道路調査書No.2138内の1511(昭和58年3月31日決裁)	1	H28.5.27	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号、法人名	
97	市長 建築安全課	34	H28.5.19	請 求	5条6号	・川口市が川口寮に対して出した通知文(2013年度～2016年まで) ・川口市が立ち入り検査した内容が分かる書類(2013年度～2016年まで)	3	H28.6.7	部分公開	7条2号 7条3号 11条2項	川口市が川口寮へ立入検査した際の点検結果、代表者氏名、通知事項、法人名	
98	市長 建築安全課	36	H28.5.24	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6199(平成25年1月29日決裁)うち報告書、案内図、公図、写真	1	H28.6.10	部分公開	7条2号	写真内表札	
99	市長 建築安全課	41	H28.5.26	請 求	5条6号	①道路調査報告書No.6289(平成27年1月27日決裁)内道路調査報告書、案内図、公図、私道の取扱いについて、私道に関する協定書、別紙、関係権利者一覧、公図、現況図及び道路協定図、写真 ②道路調査報告書No.4264(平成14年5月20日)決裁内道路調査書、案内図、公図、道路台帳、写真	2	H28.6.8	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、法人名	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
100	市長 建築安全課	42	H28.5.26	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5861(平成21年10月28日)うち報告書、建て替えの取扱方針、案内図、公図、周辺図、平成22年報告書、写真	2	H28.6.16	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、会社名	
101	市長 建築安全課	43	H28.5.26	請 求	5条2号	①道路調査報告書No.4366(平成14年9月30日決裁)うち報告書、案内図、公図、地積測量図、写真	1	H28.6.16	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート	
102	市長 建築安全課	44	H28.5.26	申 出	5条2号	②道路調査報告書No.1498(昭和58年3月8日決裁)うち取扱い願い書、土地現況図、整理番号47のうち取扱い願い書、現況道路図	2	H28.6.16	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号、写真内ナンバープレート、法人名	
103	市長 建築安全課	49	H28.6.1	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5943(平成22年10月12日決裁)内道路調査報告書、案内図、公図、地積測量図1、地積測量図2、道路位置指定図1、道路位置指定図2	1	H28.6.17	部分公開	7条2号	個人名	
104	市長 建築安全課	52	H28.6.6	申 出	5条6号	道路調査報告書No.3858(平成6年1月5日決裁)一式、(平成7年10月3日決裁)一式	2	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号、写真内ナンバープレート、法人名、配置図内間取り、法人名	
105	市長 建築安全課	53	H28.6.6	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4315(平成14年7月24日決裁)一式(登記事項要約書を除く)	3	H28.7.4	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、写真内ナンバープレート、法人名	
106	市長 建築安全課	54	H28.6.6	申 出	5条6号	道路調査報告書No.2874(昭和63年1月28日決裁)、No.925(昭和55年3月6日決裁)、No.166(昭和52年8月18日決裁)	3	H28.7.4	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート・人物、法人名	
107	市長 建築安全課	55	H28.6.6	請 求	5条6号	道路調査報告書No.3858(平成14年4月3日付)一式、(平成16年1月23日付)一式(建築計画概要書を除く)、報告書(平成24年10月19日)一式(登記事項要約書を除く)	3	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート、法人名	
108	市長 建築安全課	60	H28.6.10	申 出	5条6号	道路調査報告書No.3925(平成16年9月30日決裁)、周辺図、写真、公図裏面の付書、配置図、求積図	1	H28.6.24	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート	
109	市長 建築安全課	61	H28.6.10	請 求	5条6号	道路調査報告書No.3925(平成17年4月22日付)	1	H28.6.24	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号	
110	市長 建築安全課	62	H28.6.10	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4659(平成15年10月2日決裁)道路台帳、写真、案内図、公図 道路調査報告書4711(平成15年12月12日決裁)案内図、公図、写真	2	H28.6.24	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、写真内ナンバープレート、法人名	
111	市長 建築安全課	65	H28.6.15	申 出	5条2号	道路調査書No.3018(昭和63年6月10日決裁)、別添資料、求積表	1	H28.7.1	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号・印影	
112	市長 建築安全課	69	H28.6.24	申 出	5条6号	道路調査報告書No.3782(平成5年3月4日決裁)内、道路調査書表裏、案内図、公図、地積測量図	1	H28.7.11	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、法人名	
113	市長 建築安全課	75	H28.7.8	請 求	5条6号	道路調査報告書No.3538(平成13年11月5日決裁)内道路調査書、案内図、公図	1	H28.7.29	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号	
114	市長 建築安全課	76	H28.7.11	請 求	5条3号	道路調査報告書No.4305(平成14年7月23日決裁) 案内図、公図①、公図②	1	H28.7.22	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号・印影、法人名	
115	市長 建築安全課	77	H28.7.11	申 出	5条3号	建築基準法第42条2項に準ずる道路の取扱い願書(昭和55年4月22日) 同上案内図、地積測量図	1	H28.7.22	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影	
116	市長 建築安全課	90	H28.7.26	申 出	5条6号	協定書(協定による道路No.76)計4枚、現状図(実測図)	1	H28.8.10	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影	
117	市長 建築安全課	91	H28.8.4	申 出	5条6号	No.5107協定書(建築基準法42条2項に準ずる昭和57.2.23道路の取扱い願書内、道路計画書)	1	H28.8.17	部分公開	7条2号	個人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
118	市長 建築安全課	92	H28.8.5	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4934(平成16年9月3日決裁)、案内図、公図、旧芝川通大量図、写真	1	H28.8.29	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号	
119	市長 建築安全課	93	H28.8.5	申 出	5条2号	・道路調査報告書No.4002(平成8年12月1日決裁)一式 ・道路調査報告書No.1762(昭和59年8月2日決裁)一式	2	H28.8.29	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・メールアドレス・印影、写真内ナンバープレート、法人名	
120	市長 建築安全課	94	H28.8.5	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4960(平成16年10月19日決裁)報告書、案内図、道路台帳、公図、写真1・2・3	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、写真内表札、法人名	
121	市長 建築安全課	96	H28.8.9	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6154(平成24年12月11日)、公図、協定による道路17-2、公図写、計画図1、計画図2、合意確認書、土地表示	1	H28.8.24	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影	
122	市長 建築安全課	98	H28.8.18	請 求	5条2号	道路調査報告書No.3856内メモ(平成15年10月28日)(道路となる部分の寸法図)	1	H28.8.31	部分公開	7条2号	個人名	
123	市長 建築安全課	101	H28.8.23	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6217(平成25年3月13日決裁)内道路調査報告書、公図	1	H28.10.24	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影	
124	市長 建築安全課	102	H28.8.23	申 出	5条2号	協定書No.155(昭和54年6月4日決裁)内協定書、協定関係者欄、道路関係者配置図	1	H28.10.24	部分公開	7条2号	個人名	
125	市長 建築安全課	103	H28.8.24	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6311(平成28年8月10日決裁) ・案内図・公図・道路台帳図・写真	1	H28.9.5	公開			
126	市長 建築安全課	104	H28.8.24	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5137(平成17年6月29日)、案内図、公図、地積測量図、写真、 私道の取扱いについて(お願い)、私道に関する協定書、43条ただし書き許可基準、関係権利者、公図写、道路協定図、測量図、147-14測量図	1	H28.9.12	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート	
127	市長 建築安全課	105	H28.8.25	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4289(14.6.12)決裁内 道路調査報告書、公図	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、法人名	
128	市長 建築安全課	107	H28.8.31	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2170(昭和60年9月15日決裁)、公図、道路の取扱い願い書一式、写真、建築相談カード(昭和59年5月13日)、当時公図、当時案内図、建築計画概要書、当時写真	2	H28.9.15	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート・表札、法人名	
129	市長 建築安全課	108	H28.9.5	申 出	5条6号	道路調査報告書No.2519(昭和61年11月14日決裁) 道路調査書、道路調査書(No.12)表裏、写真	2	H28.9.15	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号、写真内人物、法人名	
130	市長 建築安全課	112	H28.9.12	請 求	5条2号	①道路調査報告書No.4960(平成16年10月19日決裁)内報告書、案内図 ②道路調査報告書No.4960内の報告書(平成22年10月20日)公図	1	H28.10.11	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号	
131	市長 建築安全課	113	H28.9.12	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4305(平成14年7月23日)、案内図、公図、写真、現況公図、建基法第42条2項に準ずる道路の取扱い願い書、当時案内図、地積測量図	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート、法人名	
132	市長 建築安全課	114	H28.9.12	申 出	5条2号	道路調査書 昭和59年8月3日、案内図、地積測量図、写真	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
133	市長 建築安全課	115	H28.9.13	請 求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成28年8月1日～平成28年9月12日	1	H28.9.28	部分公開	7条2号	個人の氏名・印影	
134	市長 建築安全課	118	H28.9.16	申 出	5条1号	道路調査書No.2499(昭和61年10月24日決裁)	1	H28.9.26	部分公開	7条2号	個人氏名	
135	市長 建築安全課	120	H28.9.20	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5357(平成18年12月15日決裁)内道路調査報告書、公図	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
136	市長 建築安全課	123	H28.9.20	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6089(平成24年8月29日決裁)協定書、現況測量図	1	H28.10.4	部分公開	7条2号	個人の氏名・印影	
137	市長 建築安全課	125	H28.10.3	申 出	5条2号	道路調査報告書No.1226(昭和59年7月5日決裁)(4038ファイル内)内 道路調査書、私道に関する協定書、公図、現況道路及び道路協定図、概算敷地図、写真	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、法人名	
138	市長 建築安全課	126	H28.10.5	請 求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成28年9月13日～平成28年10月3日	1	H28.10.19	部分公開	7条2号	個人の氏名・印影	
139	市長 建築安全課	127	H28.10.7	請 求	5条6号	道路調査報告書 No.5406(平成19年4月20日決裁)内道路調査報告書、案内図、公図 協定書(平成19年11月19日決裁)内私道の取扱いについて(お願い)、私道に関する協定書、道路協定図	2	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号・印影、法人名	
140	市長 建築安全課	129	H28.10.19	請 求	5条2号	道路調査報告書 No.5636(平成20年8月4日決裁)案内図、公図	1	H28.11.2	公開			
141	市長 建築安全課	130	H28.10.19	申 出	5条2号	道路調査報告書 No.3384(平成2年4月16日決裁)案内図、公図、当時の写真	1	H28.11.2	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号	
142	市長 建築安全課	131	H28.10.21	請 求	5条6号	道路No.1952内平成15年㊦、(平成15年1月14日受理)案内図、公図、公図(指定道路の明示あり)、当時写真、私有地の権利の保全、私有地の通行について、私有地の一部の取扱いについて	1	H28.11.4	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート、法人名	
143	市長 建築安全課	132	H28.10.21	申 出	5条6号	道路調査報告書No.1952(昭和60年2月28日決裁)、案内図、宅地割図、位置指定写真、公図、当時写真、協定の締結について(昭和60年6月29日決裁)、本協定に不参加の理由、私道の取扱いについて、附近案内図、条件、協定書、私道築造計画図、宅地割図、測量図、現況図、同意書、公図、協定者追加、当時写真、宅地割同意書	1	H28.11.4	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、写真内ナンバープレート、会社名	
144	市長 建築安全課	134	H28.10.25	申 出	5条6号	川口市桜町2丁目2-25 クレーンバス桜町2丁目 擁壁工事擁壁平面図、側面図	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の印影	
145	市長 建築安全課	136	H28.10.27	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4257(平成14年4月23日決裁)、案内図、道路台帳(写)、写真	1	H28.11.10	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号、写真内ナンバープレート	
146	市長 建築安全課	137	H28.10.28	申 出	5条6号	道路調査報告書No.3132(昭和63年12月26日決裁)、案内図、公図、協定道路の締結について(平成10年2月12日決裁)、私道の取扱いについて、私道に関する協定書、関係権利者一覧、区割図、区割計画図	2	H28.11.10	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
147	市長 建築安全課	139	H28.10.31	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5363(平成14年2月5日決裁)内道路調査報告書、案内図、公図、写真1-3	1	H28.11.17	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、写真内ナンバープレート、法人名	
148	市長 建築安全課	142	H28.11.10	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4038-14(平成17年5月2日決裁)案内図、公図	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、法人名	
149	市長 建築安全課	143	H28.11.17	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6313(平成28年11月9日決裁)、公図	1	H28.12.1	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、法人名	
150	市長 建築安全課	147	H28.11.29	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4616(平成15年9月5日決裁)案内図・㊦(平成16年8月20日)案内図	2	H28.12.19	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・会社名	
151	市長 建築安全課	149	H28.12.1	請 求	5条2号	2016年11月30日時点での定期報告建築物台帳のうち報告対象の建築物で、建築物・所在地・建物用途・構造・地上・地下の項目	1	H28.12.21	公開			
152	市長 建築安全課	150	H28.12.1	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6160(平成24年12月26日決裁)、案内図、写真位置図、公図、航空写真、現況写真	1	H29.1.5	部分公開	7条2号	写真内ナンバープレート	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
153	市長 建築安全課	151	H28.12.1	申 出	5条6号	道路調査報告書・協定による道路No.306(昭和58年1月18日決裁)、道路協定書、協定事項、関係者一覧、案内図、道路協定計画図、測量図	1	H29.1.5	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
154	市長 建築安全課	152	H28.12.5	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4366(平成14年9月30日決裁)内	1	H28.12.22	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号	
155	市長 建築安全課	153	H28.12.5	申 出	5条6号	道路調査報告書No.1498(昭和58年3月8日決裁)内土地現況図及び地形図	1	H28.12.22	部分公開	7条2号	個人の氏名・印影	
156	市長 建築安全課	155	H28.12.14	申 出	5条6号	道路調査報告書No.4167(平成12年5月18日決裁)内道路調査書協定道路の締結について(伺い)(平成12年12月4日決裁)内現況図及び道路協定図	2	H29.3.10	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号・印影、法人名	
157	市長 建築安全課	157	H28.12.19	請 求	5条2号	道路調査報告書 No.4751(平成16年2月10日決裁)、案内図、公図、道路台帳、写真、メモ(平成18年12月4日)、案内図、別図(公図)、確定図、写真	2	H29.1.10	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、法人名	
158	市長 建築安全課	158	H28.12.20	請 求	5条2号	道路調査報告書 No.4270(平成14年5月28日決裁)、案内図、公図、計画図 道路調査報告書 No.5241(平成18年4月20日決裁)、案内図、公図	2	H29.1.6	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、法人名	
159	市長 建築安全課	166	H29.1.30	申 出	5条2号	・道路調査報告書No.3954(平成7年8月8日決裁)内道路調査書(表)、公図、地積測量図 ・道路協定の締結について(伺い)(平成7年8月29日決裁)内私道に関する協定書、協定私道を利用して建築計画する場合の条件	1	H29.2.13	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
160	市長 建築安全課	167	H29.1.31	請 求	5条6号	建築相談(屋外階段に該当するかについて)決裁日平成29年1月25日・回答書	1	H29.2.14	公開			
161	市長 建築安全課	169	H29.2.3	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6238(平成25年3月29日決裁)、案内図、公図	1	日程調整中	公開			
162	市長 建築安全課	170	H29.2.3	申 出	5条2号	協定による道路No.472	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・印影、法人名	
163	市長 建築安全課	173	H29.2.7	申 出	5条2号	道路調査報告書No.3459(平成2年8月24日決裁) 案内図、公図、地積測量図	1	H29.2.17	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・電話番号、法人の電話番号	
164	市長 建築安全課	175	H29.2.10	請 求	5条6号	道路調査報告書No.3856(平成15年10月31日決裁)、メモ、公図、現況図、土地利用計画図、寸法図、求積図、写真	1	H29.2.24	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号、写真内ナンバープレート・表札	
165	市長 建築安全課	176	H29.2.13	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6279(平成26年7月7日決裁)案内図	1	H29.3.21	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・電話番号、法人名	
166	市長 建築安全課	189	H29.2.24	請 求	5条2号	道路調査報告書No.2294(平成14年5月14日受理)、調査及び確認処分の経過、案内図、公図 道路調査報告書メモNo.2294(平成15年8月22日)、公図写、測量図、案内図、公図	2	H29.3.8	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号・印影、法人名	
167	市長 建築安全課	190	H29.2.24	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4343(平成14年8月19日決裁)、案内図、住宅地図 道路協定書(平成15年12月2日決裁)、関係権利者、公図、現況図および道路協定図、調査経過、現況図および道路協定図※詳細、現場写真	2	H29.3.10	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号、写真内ナンバープレート・個人名	
168	市長 建築安全課	191	H29.2.24	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2640(昭和62年5月20日決裁)案内図、公図 道路協定書(昭和62年6月13日)公図、現況図及び道路協定図、建築計画をする場合の条件	2	H29.3.10	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
169	市長 建築安全課	193	H29.3.2	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5608(平成20年6月20日決裁)、案内図、公図、面積集計表、写真	1	H29.3.16	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
170	市長 建築安全課	195	H29.3.3	申 出	5条2号	協定による道路No.441(昭和62年11月21日)、協定事項、案内図、公図、配置図	1	H29.3.23	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影	
171	市長 建築安全課	198	H29.3.9	請 求	5条3号	道路調査報告書No.6200(平成25年2月5日決裁)内道路調査報告書、案内図	1	H29.3.31	公開			
172	市長 建築安全課	199	H29.3.9	申 出	5条3号	道路調査報告書No.6200(平成25年2月5日決裁)内の協定書表裏、土地地形図、現況図	1	H29.3.31	部分公開	7条2号	個人の氏名・印影	
173	市長 建築安全課	203	H29.3.14	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6166(平成24年12月4日決裁)内、道路調査報告書、案内図、公図	1	H29.3.30	部分公開	7条2号	個人名	
174	市長 建築安全課	204	H29.3.14	申 出	5条6号	協定による道路No.282内、道路協定書(3枚)、協定道路現況及び後退図	1	H29.3.30	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名	
175	市長 建築安全課	205	H29.3.15	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4564(平成15年6月27日決裁) 案内図、公図、写真	1	H29.3.24	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号、法人名	
176	市長 建築安全課	206	H29.3.15	申 出	5条6号	道路調査書No.4564のうち道路調査書(昭和52年2月9日) 取扱い願い書、後退線図	1	H29.3.24	部分公開	7条2号 7条3号	個人の住所・氏名・印影、法人名	
177	市長 建築安全課	209	H29.3.16	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6138(平成24年11月28日決裁) 案内図、公図、写真2枚 道路位置指定復元の協定書、道路位置指定道路復元図	1	H29.3.24	部分公開	7条2号	建物の状態、個人の住所・氏名・印影	
178	市長 建築安全課	211	H29.3.17	申 出	5条6号	道路調査報告書No.2922(昭和63年2月19日決裁)、公図 道路協定書一式(昭和63年5月9日決裁)	2	H29.3.31	部分公開	7条3号	個人の住所・氏名・電話番号・印影、法人名	
179	市長 建築安全課	212	H29.3.21	申 出	5条6号	道路調査報告書No.3895(平成6年4月19日決裁)内道路調査書、位置指定道路復元同意書、現況測量図	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・電話番号・印影	
180	市長 建築安全課	213	H29.3.21	申 出	5条2号	協定による道路No.421(昭和61年10月23日) 協定書、協定事項、所有者一覧、公図、案内図、現況図	1	H29.3.27	部分公開	7条2号	個人の住所・氏名・印影	
181	市長 建築安全課	215	H29.3.23	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4747(平成16年2月4日決裁)、許可条件、案内図、公図、地積測量図、写真 道路調査報告書メモNo.4747(平成16年5月28日付)、写真	2	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名・電話番号・印影	
182	市長 建築安全課	216	H29.3.24	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4598(平成15年8月15日決裁)内 道路調査報告書、案内図、公図、地積測量図、写真	1	H29.3.31	部分公開	7条2号 7条3号	個人の氏名・電話番号・印影、写真内表紙・ナンバープレート、法人名	
183	みどり課 市長	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影、代表者の印影	
184	公園課 市長	83	H28.7.15	請 求	5条3号	2016年4月1日入札 「都市公園(神根地区)管理委託」金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	H28.8.5	部分公開	7条3号	「造園修景積算マニュアル」参照箇所	
185	公園課 市長	84	H28.7.15	請 求	5条3号	2016年4月1日入札 「都市公園(南平地区)管理委託」金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	H28.8.5	部分公開	7条3号	「造園修景積算マニュアル」参照箇所	
186	公園課 市長	85	H28.7.15	請 求	5条3号	2016年4月1日入札 「幹線第26号線外11路線街路緑地帯管理委託」金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	H28.8.5	部分公開	7条3号	「造園修景積算マニュアル」参照箇所	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
187	市長 公園課	86	H28.7.15	請 求	5条3号	2016年4月1日入札 「(仮称)安行嶺根岸第6公園整備工 事」金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、一 位代価表、等)	1	H28.8.5	部分公開	7条3号	「造園修景積算マニ ュアル」参照箇所	
188	市長 公園課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から 平成28年6月30日の間の損害保険 契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条 件が分かる仕様書等の写し	2	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
189	市長 公園課	178	H29.2.15	請 求	5条2号	戸塚環境センター樹木等管理委託 平成28年4月13日開札 金入り設計書(数量表、特記、図面 を除く)	1	H29.3.9	部分公開	7条3号	建築物価調査会発行 の「造園修景マニ ュアル」、経済調査会発行 の「公園・緑地の維持 管理と積算」参照箇 所	
190	市長 公園課	179	H29.2.15	請 求	5条2号	都市公園(南平地区)管理委託 平成28年4月1日開札 金入り設計書(数量表、特記、図面 を除く)	1	H29.3.9	部分公開	7条3号	法人の印影	
191	市長 公園課	180	H29.2.15	請 求	5条2号	幹線16号線ほか8路線街路緑地管 理委託 平成28年4月13日 金入り設計書(数量表、特記、図面 を除く)	1	H29.3.9	部分公開	7条3号	法人の印影	
192	市長 歴史自然公園・火葬 施設整備室	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から 平成28年6月30日の間の損害保険 契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条 件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
193	市長 区画整理課	82	H28.7.15	請 求	5条1号	区画街路6-122号街路築造工事に 関する一切の資料			非公開	11条2項 (文書 不存在)		
194	市長 区画整理課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から 平成28年6月30日の間の損害保険 契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条 件が分かる仕様書等の写し	2	H28.10.21	部分公開	7条3号	民間損害保険会社の 代表者印・社印	
195	市長 東部土地区画整理 事務所	82	H28.7.15	請 求	5条1号	区画街路6-122号街路築造工事に 関する一切の資料	3	H28.8.10	部分公開	7条2号 7条3号	社員の個人名・印影・ 写真・生年月日 法人の印影	
196	市長 下水道維持課	39	H28.5.25	請 求	5条6号	南部第4-5処理分区下水道管付設 替その2工事 上記案件の設計図書	1	H28.6.13	公開			
197	市長 下水道維持課	119	H28.9.16	請 求	5条6号	川口市大字赤井字田畑1105番 14(地番)における下水道埋設管の 配管図(前面道路が私道の為)(地 番1105-8)			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
198	市長 下水道維持課	124	H28.9.26	請 求	5条6号	川口市坂下町3丁目11-7の宅内排 水設備の配管図			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
199	市長 下水道維持課	168	H29.1.31	請 求	5条6号	平成28年度「川口第1-2処理分区 管清掃委託その1」の金入り設計 書	1	H29.2.17	部分公開	7条6号	埼玉県土木工事設 計単価表から転記し た単価が分かる部分	
200	市長 下水道推進課	37	H28.5.25	請 求	5条6号	川口第2-3処理分区污水管枝線そ の1工事 上記案件の設計図書	1	H28.6.9	公開			
201	市長 下水道推進課	38	H28.5.25	請 求	5条6号	川口第2-2処理分区污水管枝線工 事 上記案件の設計図書	1	H28.6.9	部分公開	7条3号	建設物価、積算資 料、推進用機械器具 等損料参考資料の一 部	
202	市長 下水道推進課	159	H29.1.11	請 求	5条2号	川口第2-1処理分区污水管渠築造 工事 金入り設計図書(図面・特記 仕様書を除く)			取下げ			請求者の申 出による取 下げ

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
203	市長 会計課	116	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	保険取扱代理店担当者氏名、法人の印影	
204	市長 消防総務課	5	H28.4.8	請 求	5条1号	消防署清掃業務委託 契約書(仕様書不要)	1	H28.4.26	部分公開	7条3号	法人の印影	
205	市長 予防課	34	H29.5.19	請 求	5条6号	・川口市が川口寮に対して出した通知文(2013年度～2016年まで) ・川口市が立ち入り検査した内容が分かる書類(2013年度～2016年まで)	3	H28.6.7	部分公開	7条2号 7条6号	代表者氏名、立会者の氏名・印影、個人が特定できる写真の顔部分	
206	水道事業管理者 施設課	72	H28.7.4	請 求	5条6号	水道事業の積算時に使用する、平成28年度版材料単価一覧表(名称・規格・金額・コード等記載のもの)	2	日程調整中	公開			
207	水道事業管理者 施設課	160	H29.1.11	請 求	5条2号	拡張第32号青木・鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計図書(図面・特記仕様書除く)			取下げ			請求者の申出による取下げ
208	水道事業管理者 浄水課	51	H28.6.2	請 求	5条6号	川口市で現在委託中の水道施設管理業務について、 ①発注時の公告、仕様書、設計内訳書(数量および金額がわかる資料)(直近2回分程度) ②入札結果および最低制限価格(直近2回分程度) ③業務全体の実施内容がわかる資料として、業務報告書(月次・年次直近1回分程度) ④運転管理業務の中に施設管理以外の業務が含まれ、再委託がある場合の実施業者名と業務報告書(直近1回分程度)	4	H28.6.27	部分公開	7条2号 7条3号	委託業者社員の氏名、代表者印	
209	病院事業管理者 医療センター管理課	46	H28.5.30	請 求	5条6号	平成27年度及び平成28年度川口市立医療センター病棟清掃業務委託に係る下記の文書 補足：平成27年度は「(株)日環」、平成28年度は「(株)TSビルマネジメント」の受託業務 1. 業務委託契約書 2. 仕様書及び業務委託細目 3. 業者決定(入札・見積合せ)に至る経緯・金額等が分かる文書(契約執行同書、指名業者選考記録書、審査結果通知書等) 4. 入札・見積り参加業者から提出された見積書 5. 当該業務に係る積算根拠が分かる文書 (1)当初歳出予算要求書(査定額、算定の基準が入っているもの) (2)業者が参考見積を出していればその文書 6. 病棟清掃業務の外部委託の方法に関する起案文書	8	H28.6.16	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影、法人の印影	
210	教育委員会 教育総務課	50	H28.6.1	申 出	5条2号	川口市立県陽高等学校の測量図	1	H28.6.9	部分公開	7条3号	求積を行った業者名	
211	教育委員会 生涯学習課	117	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
212	教育委員会 中央図書館	22	H28.4.27	請 求	5条1号	映像・情報メディアセンター指定管理者の業務内容が分かる書類(仕様書など) 中央図書館における運営業務補助委託に関する業務内容が分かる書類(仕様書など)	2	H28.5.19	公開			
213	教育委員会 科学館	117	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	法人社員名、法人の印影	
214	教育委員会 スポーツ課	5	H28.4.8	請 求	5条1号	平成28年度・北スポーツセンター管理委託業務 契約書(仕様書不要)・見積書	1	H28.4.26	部分公開	7条2号	法人の印影	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
215	教育委員会 スポーツ課 教育委員会	117	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
216	スポーツ課 教育委員会	145	H28.11.28	請 求	5条6号	前回の「戸塚スポーツセンター」等の指定管理者選定に関する資料 1.募集要項 2.業務仕様書に順ずる資料 3.その他公募時に配布された資料 4.質疑回答 5.現運営団体が提出された事業提案書 6.現運営団体が提出された収支予算 7.選定理由が記載された書類 8.平成27年度の事業報告書 9.行政からの評価が記載された資料(平成25年度～平成27年度)	1	H29.1.5	部分公開	7条2号 7条3号	民間法人の社員名、個人が特定できる写真、法人の技術上のノウハウに関する情報、法人の評価に関する情報	
217	スポーツ課 教育委員会	156	H28.12.16	請 求	5条1号	川口市立戸塚スポーツセンター ・事業計画書 ・事業報告書 ・収支報告書(各、直近2年間の物)	1	H29.1.17	部分公開	7条2号 7条3号	民間法人の社員名、個人が特定できる写真、法人の技術上のノウハウに関する情報、法人の評価に関する情報	
218	スポーツ課 教育委員会	194	H29.3.3	請 求	5条2号	平成24年度に実施された、「戸塚スポーツセンター、中台庭球場、戸塚榎戸公園内運動場」の指定管理者公募時の現指定管理者の応募資料(事業計画書)	1	H29.3.23	部分公開	7条2号 7条3号	民間法人の社員名、個人が特定できる写真、法人の技術上のノウハウに関する情報、法人の評価に関する情報	
219	スポーツ課 教育委員会	210	H29.3.17	請 求	5条1号	「戸塚スポーツセンター」指定管理者の提案した事業計画書	1	H29.3.28	部分公開	7条2号 7条3号	民間法人の社員名、個人が特定できる写真、法人の技術上のノウハウに関する情報、法人の評価に関する情報	
220	学務課 教育委員会	25	H28.5.2	請 求	5条1号	戸塚西中学開校20周年記念誌について 1 保護者から作成同意を取りつけているもの 2 作成経費が確認できるもの(公的に作成している場合) 3 寄付受けを受けている場合、許可する場合	1	H28.7.12	部分公開	7条2号 11条2項	個人の氏名・印影 1及び3については文書不存在	
221	学務課 教育委員会	56	H28.6.8	請 求	5条1号	戸塚西中学校記念誌について 外郭団体に対しての配布が記録されているもの			非公開	11条2項 (文書不存在)		
222	学務課 教育委員会	57	H28.6.8	請 求	5条1号	戸塚西中学校、部活動資金不足による募金について 1 教育委員会から戸塚西中に対し募金の許可をあたえている文書 2 募金で集まった資金の、受領者・使用者が分かるもの	1	H28.7.12	部分公開	11条2項 (文書不存在)	1については文書不存在	
223	学務課 教育委員会	58	H28.6.8	請 求	5条1号	PTA広報誌等における写真掲載について PTA等外郭団体に対し、個人情報の提供の停止に伴い、申し入れを行っている文書			非公開	11条2項 (文書不存在)		
224	学務課 教育委員会	59	H28.6.8	請 求	5条1号	「南部地区中学校長会学力調査」の実施について 1 教育委員会から南部地区中学校長会への営利活動を許可する文書 2 学校施設使用申請・免除願い等申請状況が分かるもの 3 教育委員から校長会に対し、公人を利用した誤解を生む表現及び未記載の不参加者について申し入れを行っている文書等			非公開	11条2項 (文書不存在)		
225	学務課 教育委員会	63	H28.6.13	請 求	5条6号	元郷小学校において水泳授業に関し保護者から紫外線、皮膚の弱さからラッシュガードの着用要望についての可否にかかり職員会議での議論の経過の文書及び学校長の教育論的、医学的、社会的判断論拠がわかる文書すべて			非公開	11条2項 (文書不存在)		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容	
226	教育委員会 学務課	66	H28.6.20	請 求	5条6号	元郷小学校 平成28年4月1日より現在に至るまでの学校日誌、職員会議並びに朝会会議録(いずれも添付資料を含む) 学校長及び教頭の平成28年度自己評価シート	2	H28.7.11	部分公開	7条2号	児童氏名、職員の休暇の理由、教育実習生氏名、PTA会長氏名、個人商店の携帯電話番号	
227	教育委員会 学務課	74	H28.7.6	請 求	5条6号	株式会社コマム放課後児童クラブ業務委託契約書、仕様書	1	H28.7.20	部分公開	7条3号	法人の印影	
228	教育委員会 学務課	117	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条2号 7条3号	法人の印影、代理店の仲立人名	
229	教育委員会 学務課	196	H29.3.3	請 求	5条3号	教職員評価苦情審査会(2月23日)に提出された書類一切(議事録等)並びに校長が事情聴取の際に提出した申請書、校長に対する対応決定通知書			取下げ			情報提供
230	教育委員会 指導課	26	H28.5.2	請 求	5条1号	学校応援団について 1 再委託契約書 2 実施要領 3 戸塚西中学における活動実績 4 県教育局に対する活動実績の報告書			取下げ			請求者の申出による取下げ
231	教育委員会 指導課	47	H28.5.30	請 求	5条1号	平成28年度教育委員会指導課の新規事業(3つの)意思決定の経緯に関する起案文書、参考資料(事業に関する)、会議録等一切 ・小学校低学年の基礎学力定着度調査 ・各学校の補充学習への支援 ・川口漢字チャレンジ検定	1	日程調整中	部分公開	11条2項 (文書不存在)	起案文書及び会議録については文書不存在	
232	教育委員会 指導課	73	H28.7.6	請 求	5条1号	平成27年度、28年度に実施された指導課の「学力向上推進委員会」における各教科部会での会議録・配布文書・委員作成文書等一切	17	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	職員・教員個人の電話番号、職員のメールアドレス、法人の印影	
233	教育委員会 指導課	111	H28.9.9	請 求	5条1号	平成27年10月に〇〇〇学校内で起きた事故に対する報告書すべて(学校での会議報告も含む)	1	H28.10.4	部分公開	7条2号	生徒指導委員会文書中の生徒個人名・クラス	
234	教育委員会 指導課	117	H28.9.15	請 求	5条6号	保険始期が平成27年7月1日から平成28年6月30日の間の損害保険契約の内容分かる以下の書類 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書等の写し	1	H28.10.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
235	教育委員会 指導課	200	H29.3.13	請 求	5条6号	平成29年度川口市外国語指導助手(ALT)派遣業務契約に係るプロポーサル方式による人材派遣事業者選定に関する、選定された事業者の企画提案書、業務状況書、見積書	1	日程調整中	部分公開	7条3号	企画提案書、業務状況書・見積書の印影	
236	教育委員会 指導課	201	H29.3.13	請 求	5条6号	平成29年度川口市外国語指導助手(ALT)派遣業務契約に係るプロポーサル方式による人材派遣事業者選定に関する、審査委員会採点集計表について、選定された事業者および当社の、審査基準(評価項目)ごとの得点	1	日程調整中	部分公開	7条3号	選定事業者・請求者以外の参加事業者の得点	
237	教育委員会 学校保健課	4	H28.4.8	請 求	5条1号	・平成28年度・学校給食調理委託 ①元郷給食センター 契約書(仕様書不要)・見積書 ②新郷学校給食センター 契約書・見積書 ③南平学校給食センター 契約書・見積書 ④川口地区自校調理校 契約書・見積書 ⑤給食調理委託臨時調理員 契約書・見積書 ・平成28年度・配膳業務委託 契約書・見積書	8	H28.4.26	部分公開	7条2号 7条3号	契約書の法人印影、見積書中の個人印影・項目の一部	
238	教育委員会 学校保健課	78	H28.7.12	請 求	5条1号	28年度学校給食調理委託契約書 学校給食センター(元郷給食センター・南平給食センター)の仕様書	2	H28.8.1	公開			

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			備考	
									処理区分	理由	非公開部分の内容		
239	議会 議会事務局庶務課	35	H28.5.23	請 求	5条1号	平成28年5月16日に開催された、議会改革推進委員会の会議録	1	H28.6.8	部分公開	7条5号	発言議員名・発言会派が特定できる事項		
240	議会 議会事務局庶務課	70	H28.6.27	請 求	5条1号	川口市議会・政務活動費に関する以下の公文書一式 平成27年度の領収書等を含む収支報告書	2	H28.9.2	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影、個人名、法人の印影		
241	議会 議会事務局庶務課	71	H28.6.27	請 求	5条1号	平成27年度川口市議会・政務活動費に関する以下の公文書 ①収支報告書(一覧表がある場合、一覧表も含む。各議員・各会派の費目別支出合計金額が分かるもの、政務調査報告書(個表)・領収書含まず)②事務所設置報告書(政務活動費の費用負担で事務所を設置している議員・会派の一覧表がある場合、一覧表を含む)	3	H28.7.21	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影、個人名、法人の印影		
242	議会 議会事務局庶務課	89	H28.7.25	請 求	5条1号	平成28年7月22日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H28.8.15	部分公開	7条5号	発言議員名・発言会派が特定できる事項		
243	議会 議会事務局庶務課	138	H28.10.31	請 求	5条1号	川口市議会・政活費に関する以下の公文書一式 平成27年度の領収書等を含む収支報告書	2	H28.11.25	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影、個人名、法人の印影		
244	議会 議会事務局庶務課	141	H28.11.8	請 求	5条1号	平成28年11月7日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H28.11.28	部分公開	7条5号	発言議員名・発言会派が特定できる事項		
245	議会 議会事務局庶務課	144	H28.11.21	請 求	5条1号	川口市議会改革推進委員会会議録(平成28年11月7日開催分)	1	H28.12.8	部分公開	7条5号	発言議員名・発言会派が特定できる事項		
246	議会 議会事務局庶務課	174	H29.2.9	請 求	5条1号	平成29年2月6日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H29.3.2	部分公開	7条5号	発言議員名・発言会派が特定できる事項		
247	議会 議会事務局庶務課	182	H29.2.17	請 求	5条1号	川口市議会改革推進委員会(平成29年2月6日開催)会議録	1	H29.3.1	部分公開	7条5号	発言議員名・発言会派が特定できる事項		
248	選挙管理委員会 選挙管理委員会 監査委員	133	H28.10.24	請 求	5条6号	・平成26年12月執行の衆議院議員選挙の際のポスター掲示場の設置撤去管理業務に関する全体区画数、設置個所数、契約業者名、契約金額、使用掲示板の材質 ・平成27年4月執行の市議会・県議会選挙の際のポスター掲示場の設置撤去管理業務に関する全体区画数、設置個所数、契約業者名、契約金額、使用掲示板の材質 ・平成27年8月執行の知事選挙の際のポスター掲示場の設置撤去管理業務に関する全体区画数、設置個所数、契約業者名、契約金額、使用掲示板の材質 ・平成28年7月執行の参議院議員選挙の際のポスター掲示場の設置撤去管理業務に関する全体区画数、設置個所数、契約金額			取下げ		情報提供		
249	監査委員事務局 農業委員会	67	H28.6.20	請 求	5条1号	住民監査請求に対する監査結果「川監収第15号平成28年6月17日(請求人:〇〇〇〇ほか1名)」において、市議会議員〇〇〇〇〇に関して「大学院前期授業料、前期授業で卒業したことを確認した。」と判断した根拠となる文書	1	H28.6.27	公開				
250	農業委員会事務局	172	H29.2.6	請 求	5条6号	特定農地貸付法に基づいて川口市安行領根岸でシェア畑川口の名称で開設された市民農園に関し、その開設者が川口市農業委員会に対し必要な手続きとして行った貸付規定の承認申請における次の文書 ①受付印のある承認申請書の最初の文書 ②開設者が市民農園の開設手続き業務を委任したことを証する委任状 ③特定農地貸付け承認申請に係る農業委員会会議の会議資料該当部分	2	H29.2.24	部分公開	7条2号	申請者住所・印影、法人の社員個人名・住所		

表－４ 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	46
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	67
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	10
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	0
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	93
合 計	216

(2) 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報と第7条第3号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。（表－５）

表－５ 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数
法令秘情報(第7条第1号)	0
個人に関する情報(第7条第2号)	269
法人等に関する情報(第7条第3号)	211
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第4号)	0
審議、検討、協議に関する情報(第7条第5号)	19
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	6
国等との協力関係に関する情報(第7条第7号)	0
合 計	505

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

その他に非公開決定した理由として、文書不存在（第11条第2項）によるものが14件あり、このうち7件は一部文書不存在として部分公開しており、残りの7件は文書不存在として非公開としております。

存否応答拒否（第10条）として非公開としたものではありませんでした。

Ⅱ 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について

(1) 目 的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。

ア 収集の制限

ア) 個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務及びその業務において個人情報を利用する目的を明確にした上で、その個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。

ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。

イ 保有個人情報の利用及び提供の制限

ア) 実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

イ) 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供したときは、個人情報保護条例第8条第2項の規定により、一定の事項を審議会に報告しなければならない。

ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

ウ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限

ア) 実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

イ) 実施機関は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

エ 電子計算組織の結合の制限

実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、原則

として本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

オ 適正な維持管理

ア) 保有個人情報とは正確かつ最新のものとする。

イ) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。

ウ) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実に速やかに廃棄又は消去する。

エ) 保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報保護管理責任者を設置する。

オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようにする。

カ 個人情報取扱業務の登録

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務の登録を行い、その目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

ウ 利用の停止及び消去の請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の保有個人情報を利用、収集、保管していると認めるとき、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。

(5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があつたときは、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害され、又は行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 本人の権利利益に反する情報

代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報

ウ 開示請求者以外に関する情報

開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

エ 審議、検討、協議に関する情報

審議、検討又は協議に関する検討過程の中で、開示することにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

オ 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に関する情報であって、開示すると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

カ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

キ 個人評価情報

個人の評価、判定等に関する情報であって、開示すると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

(6) 開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 不服申立て

実施機関は、決定について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、不服申立てに対する決定をします。

(8) 罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、市に対する信頼を確保するため、職員、受注業務従事者等に対して、保有個人情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則を定めています。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況

平成28年度の個人情報保護条例に基づく開示請求は63件で、決定件数は66件でした。その決定内容の内訳としては、全部開示したものは19件、部分開示したものは41件、文書不存在による不開示が6件でした。なお、取下げは13件でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表－6のとおり市長が75件、教育委員会が1件、病院事業管理者が3件でした。課別の処理状況は表－8、請求内容については表－10となっております。

また、訂正請求は教育委員会の指導課に1件され、その決定内容は不訂正でした。

(表－7) (表－9)

訂正請求の内容は表－11となっております。

表－6 実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数

単位:件

実施機関	受付件数	処理件数							
		取下げ 件数	決定件数						
				決定内容					
				開示	部分開示	不開示			
						不開示情報 に該当	文書不存在	存否応答拒否	
市長	60	75	13	62	17	40	0	5	0
教育委員会	1	1	0	1	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	2	3	0	3	2	0	0	1	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	63	79	13	66	19	41	0	6	0

※受付件数は、請求の件数です。

処理件数は、担当課が開示・部分開示・非開示決定処理及び取下げ処理を行った件数です。

表－7 実施機関別の保有個人情報訂正請求の処理件数

単位:件

実施機関	受付件数	処理件数					
		取下げ 件数	決定件数				
				決定内容			
				訂正等	一部訂正等	不訂正等	
市長	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	1	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	1	0	0	1

表－８ 課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況

単位:件

実施機関名		処理件数					
			取下げ 件数	決定件数			
					決定内容		
					開示	部分開示	不開示 (文書不存在)
市長	秘書課	2	0	2	0	0	2
	職員課	1	0	1	0	1	0
	税制課	1	1	0	0	0	0
	市民税課	3	0	3	2	1	0
	市民相談室	1	0	1	0	1	0
	市民課	40	12	28	8	18	2
	芝支所	1	0	1	1	0	0
	安行支所	2	0	2	1	1	0
	戸塚支所	1	0	1	1	0	0
	川口駅前行政センター	1	0	1	1	0	0
	生活福祉課	3	0	3	1	2	0
	障害福祉課	1	0	1	0	1	0
	子ども育成課	2	0	2	0	2	0
	子育て相談課	2	0	2	0	2	0
	保育運営課	1	0	1	0	1	0
	保育入所課	2	0	2	1	1	0
	保健センター	2	0	2	0	2	0
	環境保全課	1	0	1	0	1	0
	開発審査課	1	0	1	0	1	0
	街路事業課	2	0	2	0	1	1
	予防課	2	0	2	0	2	0
	南消防署管理課	1	0	1	0	1	0
	北消防署管理課	2	0	2	1	1	0
小計		75	13	62	17	40	5
教育委員会	指導課	1	0	1	0	1	0
小計		1	0	1	0	1	0
病院事業管理者	庶務課	1	0	1	0	0	1
	医事課	1	0	1	1	0	0
	医療情報課	1	0	1	1	0	0
小計		3	0	3	2	0	1
合計		79	13	66	19	41	6

表－９ 課別の保有個人情報訂正請求の訂正等の処理状況

単位:件

実施機関名		処理件数					
		取下げ 件数	決定件数				
			決定内容				
			訂正等	一部訂正等	不訂正等		
教育委員会	学務課	1	0	1	0	0	1
小計		1	0	1	0	0	1
合計		1	0	1	0	0	1

表－10 保有個人情報開示請求内容一覧

通し 番号	実施機関 所管課	受付 NO.	受付日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
1	市長 秘書課	18	7月5日	開示	請求者本人及び〇〇〇〇の自宅建設時にベランダを建設できなかったトラブル（壁面後退）の件で、トラブル発生からの補償内容と金額が決定する間の、市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式		不開示 （文書 不存在）	19条2項		
2	市長 秘書課	19	7月5日	開示	・請求者本人から起こされた平成27年（ワ）第740号国家賠償請求事件及び平成28年（ネ）第542号国家賠償請求控訴事件に関する市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式 ・請求者本人からの「市の謝罪要求と市長との面会依頼」の市長宛手紙に対し、川口市は「市として対応の必要が無いと考えられることから、回答はしない」と決定したが、上記判決で、不開示理由の「当初より開示請求に係る保有個人情報は存在しない」との記載は、国家賠償法1条1項の適用上違法と判断された。市の誤った認識の基に決定された「回答はしない」との上記判断を判決後に再検討した打合せ内容などが明記された資料一式		不開示 （文書 不存在）	19条2項		
3	市長 職員課	55	2月24日	開示	請求者本人に係る川口市からの退職金不支給に関する書類及び免職時点で請求者本人が受給できた退職金額がわかる資料一式	3月22日	部分開示	16条3号 16条4号	請求者の処分に関する事項、検討に関する事項	
4	市長 税制課	30	9月2日	開示	請求者本人に係る固定資産評価証明の申請書及び公課証明の申請書		取下げ			請求者の申出による取下げ
5	市長 市民税課	14	6月24日	開示	請求者本人に係る平成24年度及び平成25年度分の給与支払報告書	7月14日	開示			
6	市長 市民税課	15	6月24日	開示	請求者本人に係る平成24年度及び平成25年度分の給与支払報告書	8月12日	開示			
7	市長 市民税課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
8	市長 市民相談室	20	7月5日	開示	・「紛争調整申出書」と「紛争調整申出書について（通知）川市相収第28号」に関する市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式 ・下記議事録と追記に関する市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式 1) 高松建設提出 平成27年6月25日に行った説明会の議事録 2) 高松建設提出 上記議事録の追記及び訂正書類	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
9	市長 市民課	1	4月5日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書の発行について		取下げ			請求者の申出による取下げ
10	市長 市民課	2	4月6日	開示	請求者本人に係る住民票の交付申請書	8月2日	開示			
11	市長 市民課	3	4月8日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	4月18日	開示			
12	市長 市民課	4	4月13日	開示	平成28年4月13日までににおいて市民課において請求者自身の氏名のふりがながどのように記録されているかわかる資料一覧		取下げ			請求者の申出による取下げ
13	市長 市民課	6	4月15日	開示	請求者本人に係る申請書類一切（本人申請分のみ）	4月15日	開示			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 NO.	受付日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
14	市長 市民課	7	5月6日	開示	請求者本人に係る住民票交付請求書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
15	市長 市民課	8	5月19日	開示	請求者本人に係る印鑑登録・廃止・証明書交付申請書、住民票の写し等交付請求、戸籍証明書等交付請求書、住民異動届	6月2日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
16	市長 市民課	11	6月23日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本等の申請書	8月4日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
17	市長 市民課	12	6月23日	開示	〇〇〇〇に係る戸籍謄本等の申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
18	市長 市民課	13	6月23日	開示	〇〇〇〇に係る戸籍謄本等の申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
19	市長 市民課	17	7月1日	開示	請求者本人に係る戸籍証明等交付請求書（平成28年6月23日）	7月21日	部分開示		請求者以外 の個人情報	
20	市長 市民課	21	7月6日	開示	請求者本人に係る住民票・戸籍附票交付申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
21	市長 市民課	22	7月8日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
22	市長 市民課	23	7月14日	開示	請求者本人に係る戸籍証明書の交付請求書	8月12日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
23	市長 市民課	24	7月15日	開示	請求者本人に係る住民票・戸籍謄本・抄本交付申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
24	市長 市民課	25	7月26日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本の申請書	8月18日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
25	市長 市民課	27	8月26日	開示	請求者本人に係る住民票写し等交付請求書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
26	市長 市民課	28	8月30日	開示	請求者本人に係る婚姻届		不開示 （文書 不存在）	19条2項		
27	市長 市民課	29	9月2日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	9月28日	開示			
28	市長 市民課	31	9月12日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書及び住民票写し等交付請求書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
29	市長 市民課	34	10月5日	開示	請求者本人に係る住民票・戸籍謄本・抄本・印鑑登録証明書交付申請書	10月20日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
30	市長 市民課	36	10月17日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本等の交付申請書	11月24日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
31	市長 市民課	37	10月25日	開示	〇〇〇〇と〇〇〇〇の通称記載申出書の写し	11月2日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
32	市長 市民課	38	11月10日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請書	12月13日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	
33	市長 市民課	39	11月18日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
34	市長 市民課	42	1月4日	開示	請求者本人に関する住民票、戸籍謄本の交付申請書	1月27日	部分開示	16条3号	請求者以外 の個人情報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 NO.	受付日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
35	市長 市民課	43	1月4日	開示	請求者本人に関する住民票、戸籍謄本の 交付申請書	1月27日	開示			
36	市長 市民課	46	1月18日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	2月8日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
37	市長 市民課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
38	市長 市民課	48	1月23日	開示	請求者本人の印鑑証明書に関する申請 書類	4月5日	取下げ			請求者の 申出による 取下げ
39	市長 市民課	49	1月25日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請 書、住民票交付申請書、印鑑登録申請 書	2月10日	開示			
40	市長 市民課	50	1月25日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請 書、住民票交付申請書	2月10日	開示			
41	市長 市民課	52	2月10日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書、 マイナンバーカード交付申請書	3月3日	部分開示	19条2項	作成してい ない文書	
42	市長 市民課	53	2月10日	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書、 印鑑登録申請書、マイナンバーカード交 付申請書	3月3日	部分開示	19条2項	作成してい ない文書	
43	市長 市民課	54	2月23日	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書の交 付申請書		不開示 (文書 不存在)	19条2項		
44	市長 市民課	57	3月21日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本(除籍・改正 原含む)交付申請書(平成29年3月7日交 付分)	4月17日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
45	市長 市民課	58	3月21日	開示	請求者本人に係る戸籍附票の写し交付 申請書(平成29年3月10日交付分)	4月7日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
46	市長 市民課	59	3月21日	開示	請求者の住所における請求者の住民登 録の職権消除について、請求者以外の 者からの職権消除に関する申立から職 権消除に至るまでの調査などの経緯に 関する記録一切	3月31日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
47	市長 市民課	60	3月22日	開示	平成29年3月15日に請求者本人が届出 をした死産届	3月30日	開示			
48	市長 市民課	62	3月22日	開示	請求者本人に係る戸籍謄本等交付申請 書(平成29年3月10日分)	4月12日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
49	市長 芝支所	5	4月14日	開示	〇〇〇〇に係る平成27年11月の住民異 動届(世帯分離)	5月17日	開示			
50	市長 安行支所	41	12月19日	開示	〇〇〇〇に関する情報全て	1月17日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
51	市長 安行支所	45	1月17日	開示	〇〇〇〇に関する情報全て	日程調整中	開示			
52	市長 戸塚支所	56	3月3日	開示	請求者本人に係る仮ナンバー申請書	3月24日	開示			
53	市長 川口駅前 行政センター	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	開示			
54	市長 生活福祉課	10	6月7日	開示	請求者本人の河合病院のレセプト	6月17日	開示			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 NO.	受付日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
55	市長 生活福祉課	33	10月4日	開示	請求者本人が生活保護申請をした時の 一切の記録(ケース記録)	日程調整中	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個人 情報、職員 の所感箇 所	
56	市長 生活福祉課	51	2月1日	開示	請求者本人に係る生活保護法第63条返 還の内訳がわかる資料	2月17日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
57	市長 障害福祉課	26	8月15日	開示	請求者本人に係る障害福祉課が保有す る重度心身障害者医療費受給資格を確 認できるもの	8月26日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
58	市長 子ども育成課	41	12月19日	開示	〇〇〇〇に関する情報全て	1月17日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
59	市長 子ども育成課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
60	市長 子育て相談課	41	12月19日	開示	〇〇〇〇に関する情報全て	1月17日	部分開示	16条7号	個人の評 価・相談等 に関する情 報	
61	市長 子育て相談課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	部分開示	16条7号	評価、相談 等に関する 情報	
62	市長 保育運営課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
63	市長 保育入所課	41	12月19日	開示	〇〇〇〇に関する情報全て	1月17日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
64	市長 保育入所課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	開示			
65	市長 保健センター	41	12月19日	開示	〇〇〇〇に関する情報全て	1月17日	部分開示	16条7号	評価、診 断、指導、 相談、選考 等に関する 情報	
66	市長 保健センター	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	部分開示	16条7号	評価、診 断、指導、 相談、選考 等に関する 情報	
67	市長 環境保全課	32	9月26日	開示	請求者本人の申立による平成27年12月 17日以降の調査測定の結果	10月14日	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
68	市長 開発審査課	20	7月5日	開示	・「紛争調整申出書」と「紛争調整申出書 について(通知)川市相収第28号」に関す る市の業務処理状況及び打合せ内容な どが明記された資料一式 ・下記議事録と追記分に関する市の業務 処理状況及び打合せ内容などが明記さ れた資料一式 1)高松建設提出 平成27年6月25日に 行った説明会の議事録 2)高松建設提出 上記議事録の追記及 び訂正書類	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
69	市長 街路事業課	18	7月5日	開示	請求者本人及び〇〇〇〇の自宅建設時 にベランダを建設できなかったトラブル (壁面後退)の件で、トラブル発生からの 補償内容と金額が決定する間の、市の業 務処理状況及び打合せ内容などが明記 された資料一式		不開示 (文書 不存在)	19条2項		

通し 番号	実施機関 所管課	受付 NO.	受付日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
70	市長 街路事業課	19	7月5日	開示	・請求者本人から起こされた平成27年(ワ)第740号国家賠償請求事件及び平成28年(ネ)第542号国家賠償請求控訴事件に関する市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式 ・請求者本人からの「市の謝罪要求と市長との面会依頼」の市長宛手紙に対し、川口市は「市として対応の必要が無いと考えられることから、回答はしない」と決定したが、上記判決で、不開示理由の「当初より開示請求に係る保有個人情報には存在しない」との記載は、国家賠償法1条1項の適用上違法と判断された。 市の誤った認識の基に決定された「回答はしない」との上記判断を判決後に再検討した打合せ内容などが明記された資料一式	日程調整中	部分開示	19条2項	作成していない文書	
71	市長 予防課	9	5月25日	開示	〇〇〇〇及び請求者本人に係る平成28年3月2日川口市大字〇〇〇〇番地〇号で発生した火災調査書・救急活動記録票	6月6日	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
72	市長 予防課	40	11月24日	開示	請求者本人に係る平成28年1月17日川口市上青木〇丁目〇番地〇号で発生した火災調査書類一式	12月13日	部分開示	16条3号 16条4号 16条5号	請求者以外の個人情報、警察との協議事項、業務上知り得た情報	
73	市長 南消防署管理課	16	7月1日	開示	平成25年12月1日〇〇〇〇に係る救急活動記録書	7月11日	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
74	市長 北消防署管理課	9	5月25日	開示	故〇〇〇〇及び請求者本人に係る平成28年3月2日川口市大字〇〇〇〇番地〇号で発生した火災調査書・救急活動記録票	6月6日	部分開示	16条3号 16条4号	請求者以外の個人情報、業務上知り得た情報	
75	市長 北消防署管理課	44	1月12日	開示	平成28年12月28日に発生した救急活動のうち、請求者本人が同行した際の記録	1月19日	開示			
76	教育委員会 指導課	61	3月22日	開示	平成27年10月23日から今日までの〇〇〇〇学校で起きた事故についての本人及び請求者に関する報告内容(学校での会議報告・教育相談の記録)等すべて	5月18日	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
77	病院事業管理者 庶務課	35	10月12日	開示	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における、平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書		不開示 (文書 不存在)	19条2項	廃棄済のため文書 不存在	
78	病院事業管理者 医事課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	開示			
79	病院事業管理者 医療情報課	47	1月20日	開示	〇〇〇〇に係る異動に係る書類一式 〇〇〇〇に関する情報全て	2月13日	開示			

表－11 保有個人情報訂正請求内容一覧

通し 番号	実施機関 所管課	受付 NO.	受付日	請求 区分	請求概要	決定 通知日	決定内容	
							決定区分	理由
1	教育委員会 学務課	1	12月28日	訂正	川口市立〇〇〇〇学校が保護者代表に提供した請求者本人に関わる個人情報の使用停止及びこの学校が保有している請求者本人に係る個人情報の削除	1月13日	不訂正 (27条2項)	川口市立〇〇〇〇学校が保護者代表に個人情報を提供した事実はなく、そもそも使用停止する個人情報の提供をしていないため訂正はできない。 また、学校が保有している個人情報は卒業後に法令等に準じて適切に廃棄するものであるため管理運営上在学中は削除不可である。

(2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護条例第16条第3号の開示請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありました。（表－12）

表－12 不開示又は部分開示の理由

区 分	件数
法令秘情報(第16条第1号)	0
代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0
開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	34
審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	3
事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	1
国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	0
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	5
合 計	43

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。

その他に不開示決定等した理由として、文書不存在（第19条第2項）によるものが9件あります。このうち3件は一部文書不存在として部分開示しており、残りの6件は文書不存在として不開示としております。

存否応答拒否（第18条）として不開示としたものはありませんでした。

(3) 個人情報取扱業務の登録状況

個人情報保護条例第7条の規定により、実施機関が個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、その業務の名称、収集目的、対象者の範囲等について情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。業務の内容を変更、廃止しようとするときも同様です。

平成28年度の個人情報取扱業務の新規登録は8件、修正は56件、廃止は3件でした。なお、実施機関別の登録件数は表－13のとおりです。

また、個人情報取扱業務のうち、新規登録の内容は表－14、修正の内容は表－15のとおりです。

これらを取りまとめた報告書を「個人情報取扱業務登録簿」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようにしています。

表－13 実施機関別個人情報取扱業務登録件数

実施機関	平成28年度中登録件数			平成28年度末登録件数
	開 始	修 正	廃 止	
市 長	7	55	3	981
教育委員会	1	0	0	166
選挙管理委員会	0	0	0	16
公平委員会	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	12
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
水道事業管理者	0	1	0	34
病院事業管理者	0	0	0	38
議 会	0	0	0	6
全庁共通	0	0	0	8
合 計	8	56	3	1,265

※開始の件数は、平成28年度中に新たに個人情報取扱業務が開始された件数を表します。

※修正の件数は、平成28年度中に個人情報取扱業務の内容が変更された場合のほか、組織改正等による業務の移管も含まれます。

※廃止の件数は、平成28年度中に個人情報取扱業務に登録されていた業務が廃止された件数を表します。

表-14 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	新庁舎建設室	新庁舎建設に係る近隣説明に関する業務	新庁舎建設事業等に係る近隣説明会を実施するにあたり、対象となる土地建物所有者等を特定するため。	新庁舎建設に関する近隣説明会に係る対象地域の土地所有者	平成28年4月1日	目的外
2	子ども育成課	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度業務	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度の支給対象者の確認を迅速に行い、適切に助成金の交付を行うため。	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度支給対象児童及び保護者	平成28年4月1日	本人 本人以外 目的外
3	産業振興課	川口市空き店舗活用事業補助金交付業務	川口市空き店舗補助金交付要綱の改正に伴い、個人及び法人が補助金の対象に加えられたことから、補助金の申請を受ける際に個人情報の収集を行うもの。また、要綱第4条第1項第4号において、納期が到来している市税の完納を補助要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況を確認するため、納税課及び国民健康保険課からの目的外利用を開始するもの。	川口市空き店舗補助金申請者	平成28年4月1日	本人 本人以外 目的外
4	学務課	高等学校学力向上支援業務	市立高等学校の学力の向上を目的とした学習支援事業の補助を行う学習支援員を募集するにあたり、個人情報の収集を行うもの。	学習支援員を希望する者	平成28年7月1日	本人
5	協働推進課	外国人住民意識調査に係る調査対象者への調査票送付業務	法務省からの依頼により外国人にも暮らしやすい社会を実現するために行われる外国人住民意識調査の調査票の送付を行うにあたり、調査対象である18歳以上の外国人住民500人を無作為に抽出した情報を取得する必要があるため。	18歳以上の川口市内に在住する外国人500人	平成28年9月30日	目的外
6	長寿支援課	介護予防ギフトボックス事業	高齢者の介護予防を目的とした教室を実施するにあたり、はがき等で参加希望を把握する際に個人情報の収集が必要となるため。	川口市内在住の事業申込者	平成28年10月1日	本人
7	農政課	安行近郊緑地保全区域における新たな緑農地保全方策検討調査	安行近郊緑地保全区域に係る土地利用の詳細な実態調査及び土地所有者等への意向調査を行うため。また、調査結果は市の緑農地保全方策を検討するために収集するもの。	農地基本台帳に掲載されている農業者	平成28年10月1日	本人 目的外
8	都市計画課	景観計画の運用等に係る業務	川口市景観計画の良好な運用を行う上で、権利者への通知物を確実に送付することや調査等を円滑に行うことを可能とするため。	川口市内に土地・家屋を所有する者	平成28年11月1日	目的外

※収集の方法欄の「本人」とは、その本人から直接個人情報を収集する場合です。

※収集の方法欄の「本人以外」とは、本人以外から個人情報を収集する場合で、本人の同意がある場合や法令等で定められている場合等があげられます。

※収集の方法欄の「目的外」とは、上記の「本人以外」のうち、同じ実施機関の別の業務で収集した個人情報を利用する場合です。

表－15 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	企画経営課	川口市指定管理者候補者選定及び評価会議の運営に関する業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「行政経営推進室」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「行政経営推進室長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
2	企画経営課	川口市行政評価外部評価委員会の運営に関する業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「行政経営推進室」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「行政経営推進室長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
3	企画経営課	総合計画関係業務	課名の変更により、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	担当課名を「企画総務課」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「企画総務課長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
4	企画経営課	統計登録調査員管理業務	課名の変更により、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	担当課名を「企画総務課」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「企画総務課長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
5	企画経営課	基幹統計調査関係業務	課名の変更により、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	担当課名を「企画総務課」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「企画総務課長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
6	企画経営課	国勢調査業務	課名の変更により、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	担当課名を「企画総務課」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「企画総務課長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
7	企画経営課	県調査調査員推薦業務	課名の変更により、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	担当課名を「企画総務課」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「企画総務課長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
8	企画経営課	自治基本条例運用推進委員会運営業務	課名の変更により、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	担当課名を「企画総務課」から「企画経営課」に、個人情報保護管理責任者を「企画総務課長」から「企画経営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
9	協働推進課	委員会等関係業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課を「かわぐち市民パートナーズステーション」から「協働推進課」に、個人情報保護管理責任者を「かわぐち市民パートナーズステーション所長」から「協働推進課長」に修正する。	平成28年 4月1日
10	福祉総務課	臨時福祉給付金業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「臨時福祉給付金プロジェクトチーム」から「福祉総務課」に、個人情報保護管理責任者を「臨時福祉給付金プロジェクトチームリーダー」から「福祉総務課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
11	障害福祉課	障害者等福祉手当支給業務	福祉手当は施設等(特別養護老人ホーム等)に入所した場合には受給資格対象外となるが、住民票の転居届及び転出届が出されていないことが多く、本人や家族からの申し出がないと確認が困難であり、受給資格を失っても手当を受給している事例が多く見受けられる。この場合、受給者は支給対象外となった日からの手当を遡及して返還することになるが、返還が困難であることが多い。よって、介護保険の施設利用に係るデータを活用することにより、実態把握に努め、適正な支給をすることを目的とする。	施設利用者等の利用施設からの請求情報(請求者住所、氏名、生年月日、識別番号、サービス種類、施設名、利用年月)について、介護保険課から目的外利用を開始する。	平成28年 4月1日
12	子ども総務課	川口市外国人幼児・児童・生徒保護者に対する補助金交付業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「教育総務課」から「子ども総務課」に、個人情報保護管理責任者を「教育総務課長」から「子ども総務課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
13	子ども総務課	認可保育所施設整備業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「子ども総務課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「子ども総務課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
14	子ども総務課	小規模保育事業所施設整備業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「子ども総務課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「子ども総務課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
15	保育入所課	特別保育事業費補助金等業務	制度変更により、個人情報記録を削除及び追加するもの。	個人情報記録を削除及び追加するもの。	平成28年 4月1日
16	保育入所課	特別保育事業費補助金等業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
17	保育入所課	保育所入所関係業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
18	保育入所課	保育士研修業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
19	保育入所課	家庭保育室業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
20	保育入所課	障害児保育業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
21	保育入所課	保育所等利用認定業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
22	保育入所課	無認可幼稚園(舎)園児保護者補助金業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
23	保育入所課	幼稚園就園奨励費補助金業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
24	保育入所課	支給認定業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育入所課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育入所課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
25	保育運営課	保育所職員履歴保管業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育運営課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育運営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
26	保育運営課	臨時職員の採用業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育運営課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育運営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
27	保育運営課	保育士研修業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育運営課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育運営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
28	保育運営課	保育業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育運営課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育運営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
29	保育運営課	保育士教育業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育運営課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育運営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
30	保育運営課	保育士表彰業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育運営課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育運営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
31	保育運営課	保育所児童保育要録作成業務	組織改正に伴い、担当課及び個人情報保護管理責任者を変更するもの。	担当課名を「保育課」から「保育運営課」に、個人情報保護管理責任者を「保育課長」から「保育運営課長」に変更するもの。	平成28年 4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
32	地球温暖化対策室	川口市地球温暖化対策活動支援金交付業務	課名の変更により、業務名、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	業務名を「川口市地球高温化対策活動支援金交付業務」から「川口市地球温暖化対策活動支援金交付業務」に、担当課名を「地球高温化対策室」から「地球温暖化対策室」に、個人情報保護管理責任者を「地球高温化対策室長」から「地球温暖化対策室長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
33	地球温暖化対策室	環境啓発事業	課名の変更により、業務名、担当課名及び個人情報保護管理責任者名を変更するもの。	担当課名を「地球高温化対策室」から「地球温暖化対策室」に、個人情報保護管理責任者を「地球高温化対策室長」から「地球温暖化対策室長」に変更するもの。	平成28年 4月1日
34	みどり課	保全緑地等保全業務	市が指定した保存樹木等の維持管理を目的とする「保存樹木等維持管理経費補助金」は、同補助金申請者に市税（固定資産税、都市計画税、市民税、軽自動車税）の滞納が無いことが交付要件の一つとなっている。このため、同補助金申請者の市税納付状況を確認する必要があることから、滞納状況に係る情報を目的外利用するもの。	収集・記録される個人情報の項目に納付状況を加える。 納税課からの目的外利用を開始する。	平成28年 4月1日
35	国民健康保険課	特定健診・保健指導業務	従来は国民健康保険特定健康診査の一部除外対象者を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害者支援施設又は厚生労働省で定める施設に住民登録を移した入居者としていたが、住民登録を移さない入居者についても除外可能であるため、障害福祉課からの目的外利用を開始するもの。	「個人情報記録の名称」に障害福祉施設入居者情報を追加する。 障害福祉課から目的外利用を開始する。	平成28年 5月23日
36	国民健康保険課	国民健康保険税賦課業務	指定障害者支援施設又は障害者支援施設に入所している者で介護保険法施行規則第170条第1項又は第2項に定める者については、国民健康保険税における介護納付金の賦課の対象とならない。適正な賦課をするため、該当者を抽出するために障害福祉課から当該情報を目的外利用するもの。	障害福祉課からの目的外利用を開始する。 収集・記録される個人情報の項目に利用施設名を追加する。 個人情報記録の名称に「介護2号非該当者情報」を追加する。	平成28年 6月16日
37	防災課	防災リーダー認定業務	過去に防災リーダーに認定した市民の所在の確認や再受講の案内状の送付を行うにあたり、市民課から詳細な情報を目的外利用することで、確実な情報を得ることができるとともに、案内状を正確に送付することができるため。	市民課からの目的外利用を開始する。 収集記録される個人情報の項目に「異動事由」及び「異動年月日」を追加する。 対象者の範囲について、目的外による収集は74歳以下の市内在住者を追加する。	平成28年 6月28日
38	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	軽自動車税で課税している資産が償却資産として誤申告されていないか調査するため、市民税課からの目的外利用の項目を追加する。	収集・記録される個人情報の項目に識別情報を追加する。	平成28年 7月11日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
39	契約課	入札(見積)参加資格審査業務	登録されている業務の名称をより実態に即したものにするため名称を修正する。 また、当該業務を行う上で、参加資格申請者の経営状況を把握することを目的とし、資格の有効期間中における川口市税の納付状況を確認するため、納税課及び国民健康保険課からの目的外利用を開始するもの。	業務の名称を「入札(見積)参加資格審査申請業務」から「入札(見積)参加資格審査業務」に改めるもの。 また、納税課及び国民健康保険課からの目的外利用を開始し、収集の方法に「目的外」を加え、収集・記録される個人情報の項目に「税の納付状況」を追加する。	平成28年 7月27日
40	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	生活保護受給者情報と固定資産税課税情報を突合し、固定資産税の減免の対象者を漏れなく把握することで、適正な賦課業務を行うため。	収集・記録される個人情報の項目に、ケース番号(生活保護受給者識別番号)、公的扶助を追加する。 生活福祉1課2課からの目的外利用を開始する。	平成28年 8月1日
41	介護保険課	介護保険料滞納管理業務	納税課が保有している収滞納マスタの情報を目的外利用することで、介護保険料の滞納者に対して他課が行っている滞納処分の状況を把握し、重複して滞納処分をすることのないよう、効率的な介護保険料滞納管理業務を行うため。	納税課からの目的外利用を開始し、収集・記録される個人情報の項目に、収納状況、滞納状況及び相談内容を追加する。 個人情報記録の名称に収滞納マスタを追加する。	平成28年 8月1日
42	特別債権回収室	債権回収業務	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委託を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委託を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報を共有するため。	対象者の範囲に下水道使用料の滞納者を追加する。 収集・記録される個人情報の項目に使用料を追加する。 利用目的以外の目的のための使用を「無」から「有」に変更する。	平成28年 9月1日
43	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	下水道使用料賦課の有無を把握することにより、浄化槽や汲み取り便槽使用世帯等を把握することができるため、下水道管理課からの目的外利用を開始するもの。	下水道管理課からの目的外利用を開始し、収集・記録される個人情報の項目に識別番号及び使用料を追加する。	平成28年 9月1日
44	下水道管理課	下水道使用料業務	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委託を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委託を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報を共有するため。	収集・記録される個人情報の項目に性別、生年月日、続柄、本籍、国籍、親族関係、婚姻歴、家庭状況、居住状況、職業、職歴、収入状況、資産状況、課税状況、公的扶助、滞納整理状況、健康状況、身体状況、病歴、障害を追加する。 利用目的以外の目的のための使用を「無」から「有」に変更するもの。	平成28年 9月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
45	営業管理室	料金収納システム業務	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委託を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委託を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報を共有するため。	収集・記録される個人情報の項目に収入状況、資産状況、課税状況、公的扶助を追加するもの。	平成28年 9月1日
46	介護保険課	介護保険料滞納管理業務	国民健康保険課が保有している収滞納マスタの情報を目的外利用することで、介護保険料の滞納者に対して他課が行っている滞納処分の状況を把握し、重複して滞納処分をすることのないよう、効率的な介護保険料滞納管理業務を行うため。	国民健康保険課からの目的外利用を開始する。	平成28年 9月8日
47	保健衛生課	畜犬登録業務	業務効率化を目的とし、犬の登録事項について、電磁的記録を用いて情報を提供できるよう修正する。	外部提供の方法に電磁的記録を追加する。	平成28年 10月1日
48	東部土地区画整理事務所	土地区画整理事業清算金の徴収・交付業務	「川口市土地区画整理事業における清算金等の滞納処分を行う職員に関する規則」制定により、新たに財産調査等、滞納者の情報を収集、管理するために他課から滞納者の情報の収集が必要となった。	収集・記録される個人情報の項目に識別番号、収入状況、課税状況、取引状況及び公的扶助を追加する。 固定資産税課、納税課、市民税課及び特別債権回収室からの目的外利用を開始する。 個人情報記録の名称に「滞納整理管理簿」を追加する。	平成29年 1月1日
49	納税課	滞納整理業務	臨時福祉給付金業務で預金口座が判明している対象者を調査し、滞納整理業務を効率的に行うため。	臨時福祉給付金業務から目的外利用を開始する。	平成29年 1月4日
50	介護保険課	介護保険料滞納整理業務	臨時福祉給付金業務で預金口座が判明している対象者を調査し、滞納整理業務を効率的に行うため。	臨時福祉給付金業務から目的外利用を開始する。	平成29年 1月4日
51	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	臨時福祉給付金業務で預金口座が判明している対象者を調査し、滞納整理業務を効率的に行うため。	臨時福祉給付金業務から目的外利用を開始する。	平成29年 1月4日
52	高齢者保険事業室	後期高齢者医療保険料賦課徴収関係業務	臨時福祉給付金業務で預金口座が判明している対象者を調査し、滞納整理業務を効率的に行うため。	臨時福祉給付金業務から目的外利用を開始する。	平成29年 1月4日
53	住宅政策課	空き家対策業務	国土交通省が実施する「空き家の実態調査及び把握手法の開発に関する調査」において、人口増加地域における空き家等増加の特徴の把握手法及び地方公共団体が実践できる効率的で的確な空き家の把握手法の開発が進むよう、本市の行政情報を外部提供し、その調査成果を本市の空き家政策等に活用するため。	国土交通省住宅局住宅政策課に外部提供を開始する。	平成29年 1月6日
54	高齢者保険事業室	後期高齢者医療保険料賦課徴収関係業務	滞納整理を効率的に行うため、介護保険課が保有している介護保険料に係る個人情報を目的外利用するもの。	介護保険課からの目的外利用を開始する。	平成29年 1月10日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
55	納税課	滞納整理業務	公共下水道受益者負担金の滞納整理のため、下水道管理課の公共下水道受益者負担金に関する業務から目的外利用を開始する。	下水道管理課の公共下水道受益者負担金に関する業務から目的外利用を開始する。	平成29年 1月12日
56	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	地方税法第422条の3に基づき、さいたま地方法務局が実施する所有権移転登記作成等に際し、固定資産税課で保有している個人情報と同法務局へ外部提供するため。	さいたま地方法務局への外部提供の方法に電磁的記録を追加する。	平成29年 2月20日

表－16 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	かわぐち市民 パートナー ステーション	盛人大学実行委員会支援業務	業務の見直しにより、盛人式が行われなくなったため、業務を廃止したものの。	平成28年3月31日
2	子ども育成課	3人乗り自転車貸与業務	業務の見直しにより、廃止したもの。	平成28年3月31日
3	労政課	市交付補助金業務	補助金を交付していた団体が解散したため、廃止することとなったもの。	平成28年3月31日

（４）保有個人情報の目的外利用等の状況

保有個人情報の適正な取扱いの基本的なルールのひとつに、保有個人情報の利用及び提供の制限があります。保有個人情報は、個人情報取扱業務の目的の範囲内で、適法かつ公正に収集されなければならないことを原則としていることから、収集された保有個人情報の利用についても、その目的に沿ったものでなければなりません。そこで、実施機関は、原則として、収集した保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと定めています。

ただし、全ての個人情報取扱業務にこの原則を適用すると、業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、市民の負担の増大や行政の効率的運用の阻害などの問題が生じるおそれがあります。このため、例外として、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用したり、外部提供したりすることができることになっています。

個人情報保護条例第８条第２項の規定により、実施機関が目的外利用又は外部提供をしたときは、その業務の名称、目的外利用等をした理由等を、情報公開・個人情報保護運営審議会に報告することになっています。

なお、平成２８年度の実施機関別の件数は表－１７、保有個人情報目的外利用等の内容は表－１８のとおりです。

表－１７ 保有個人情報目的外利用等の報告件数

実施機関	平成２８年度中報告件数		平成２８年度末報告件数
	目的外利用	外部提供	
市 長	３５	３	１，２５９
教育委員会	０	０	７０
選挙管理委員会	０	０	１６
公平委員会	０	０	３
監査委員	０	０	０
農業委員会	０	１	２１
固定資産評価審査委員会	０	０	２
水道事業管理者	０	１	３１
病院事業管理者	０	０	５５
議 会	０	０	２
全庁共通	０	０	３
合 計	３５	５	１，４６２

表－１８ 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	納税課	滞納整理業務	目的外利用	産業振興課	川口市空き店舗活用事業補助金交付業務	平成28年4月1日	本人同意	川口市空き店舗補助金交付要綱の改正に伴い、要綱第4条第1項第4号において、納期が到来している市税の完納を要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況を確認するため。
2	納税課	滞納整理業務	目的外利用	みどり課	保全緑地等保全業務	平成28年4月1日	本人同意	市が指定した保存樹木等の維持管理を目的とする「保存樹木等維持管理経費補助金」は、同補助金申請者に市税(固定資産税、都市計画税、市民税、軽自動車税)の滞納が無いことが交付要件の一つとなっている。このため、同補助金申請者の市税納付状況を確認する必要があることから、滞納状況に係る情報を目的外利用するもの。
3	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	新庁舎建設室	新庁舎建設室に係る近隣説明に関する業務	平成28年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	新庁舎建設事業に係る事業内容及びこれに伴う都市計画変更に係る近隣説明会を実施するため、対象となる土地所有者を特定する必要がある。
4	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	子ども育成課	川口市訪問型病児・病後児保育利用助成制度業務	平成28年4月1日	本人同意	子育て世代にとって住みやすいまちづくりを推進することを目的とし、児童が病気又は病気の回復期にあって集団保育等を行うことが困難な時期に、ベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、当派遣に要した利用料の一部を助成する。川口市内に住所を有する小学6年生までの児童の保護者が対象であるため、適切に助成金の交付を行えるよう、必要な個人情報を住民基本台帳業務から目的外利用するもの。
5	介護保険課	介護保険給付業務	目的外利用	障害福祉課	障害者等福祉手当支給業務	平成28年4月1日	本人同意 相当の理由・権利利益を害しない	福祉手当は施設等(特別養護老人ホーム)に入所した場合には受給資格対象外となるが、住民票の転居届及び転出届が出されていないことが多く、本人家族からの申し出がないと確認が困難であり、受給資格を失っても手当を受給している事例が多く見受けられる。この場合、受給者は支給対象外となった日からの手当を遡及して返還することになるが、返還が困難であることが多い。よって、介護保険の施設利用に係るデータを活用することにより、実態把握に努め、適正な支給をすることを目的とする。
6	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	目的外利用	産業振興課	川口市空き店舗活用事業補助金交付業務	平成28年4月1日	本人同意	川口市空き店舗補助金交付要綱の改正に伴い、要綱第4条第1項第4号において、納期が到来している市税の完納を要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況を確認するため。
7	障害福祉課	身体障害者手帳交付業務	目的外利用	国民健康保険課	特定健診・特定保健指導業務	平成28年5月23日	相当の理由・権利利益を害しない	従来は国民健康保険特定健康診査の一部除外対象者を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害者支援施設又は厚生労働省で定める施設に住居登録を移した入居者としていたが、住民登録を移さない入居者についても除外可能であるため、障害福祉課からの目的外利用を開始するもの。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
8	障害福祉課	身体障害者手帳交付業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税賦課業務	平成28年6月16日	相当の理由・権利利益を害しない	指定障害者支援施設又は障害者支援施設に入所している者で介護保険法施行規則第170条第1項又は第2項に定められている者については、国民健康保険税における介護納付金の賦課の対象とならない。適正な賦課をするため、該当者を抽出する際に障害福祉課から当該情報を目的外利用するもの。
9	障害福祉課	療養手帳交付業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税賦課業務	平成28年6月16日	相当の理由・権利利益を害しない	指定障害者支援施設又は障害者支援施設に入所している者で介護保険法施行規則第170条第1項又は第2項に定められている者については、国民健康保険税における介護納付金の賦課の対象とならない。適正な賦課をするため、該当者を抽出する際に障害福祉課から当該情報を目的外利用するもの。
10	障害福祉課	知的障害者施設入所等措置業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税賦課業務	平成28年6月16日	相当の理由・権利利益を害しない	指定障害者支援施設又は障害者支援施設に入所している者で介護保険法施行規則第170条第1項又は第2項に定められている者については、国民健康保険税における介護納付金の賦課の対象とならない。適正な賦課をするため、該当者を抽出する際に障害福祉課から当該情報を目的外利用するもの。
11	障害福祉課	精神障害者保健福祉手帳交付業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税賦課業務	平成28年6月16日	相当の理由・権利利益を害しない	指定障害者支援施設又は障害者支援施設に入所している者で介護保険法施行規則第170条第1項又は第2項に定められている者については、国民健康保険税における介護納付金の賦課の対象とならない。適正な賦課をするため、該当者を抽出する際に障害福祉課から当該情報を目的外利用するもの。
12	障害福祉課	自立支援福祉サービス業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税賦課業務	平成28年6月16日	相当の理由・権利利益を害しない	指定障害者支援施設又は障害者支援施設に入所している者で介護保険法施行規則第170条第1項又は第2項に定められている者については、国民健康保険税における介護納付金の賦課の対象とならない。適正な賦課をするため、該当者を抽出する際に障害福祉課から当該情報を目的外利用するもの。
13	障害福祉課	身体障害者施設入所等措置業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税賦課業務	平成28年6月16日	相当の理由・権利利益を害しない	指定障害者支援施設又は障害者支援施設に入所している者で介護保険法施行規則第170条第1項又は第2項に定められている者については、国民健康保険税における介護納付金の賦課の対象とならない。適正な賦課をするため、該当者を抽出する際に障害福祉課から当該情報を目的外利用するもの。
14	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	防災課	防災リーダー認定講習業務	平成28年6月28日	相当の理由・権利利益を害しない	防災リーダーに認定した市民に対し、再受講等の案内を送付するために74歳以下の市内在住者を抽出するため。
15	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	目的外利用	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	平成28年7月11日	法令等	軽自動車税の課税客体であるべき小型特殊車両が償却資産として誤申告されていないか確認するため。
16	納税課	滞納整理業務	目的外利用	契約課	入札(見積)参加資格審査業務	平成28年7月27日	本人同意	川口市入札(見積)参加資格審査をする際、参加資格申請者の経営状況を把握するため、資格の有効期間中における当該申請者の川口市税の納付状況を確認する必要があることから、納税課から当該情報を目的外利用する。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
17	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	目的外利用	契約課	入札(見積)参加資格審査業務	平成28年7月27日	本人同意	川口市入札(見積)参加資格審査をする際、参加資格申請者の経営状況を把握するため、資格の有効期間中における当該申請者の川口市税の納付状況を確認する必要があることから、国民健康保険課から当該情報を目的外利用する。
18	納税課	滞納整理業務	目的外利用	介護保険課	介護保険料滞納整理業務	平成28年8月1日	法令等	重複して滞納処分をすることのないよう、納税課が取り扱っている税についての滞納者の収滞納状況、折衝状況を把握し、効率的に介護保険料の滞納管理を行うため。
19	生活福祉1課・2課	生活保護業務	目的外利用	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	平成28年8月1日	法令等	生活保護受給者情報と固定資産税課税情報を突合し、固定資産税の減免の対象者を漏れなく把握することで、適正な賦課業務を行うため。
20	特別債権回収室	債権回収業務	目的外利用	下水道管理課	下水道使用料業務	平成28年9月1日	法令等	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委任を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委任を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課及び営業管理室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報共有するため。
21	下水道管理課	下水道使用料業務	目的外利用	特別債権回収室	債権回収業務	平成28年9月1日	法令等	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委任を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委任を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課及び営業管理室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報共有するため。
22	下水道管理課	下水道使用料業務	目的外利用	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成28年9月1日	相当の理由・権利利益を害しない	下水道使用料賦課の有無を把握することにより、浄化槽や汲み取り便槽使用世帯等を把握することができるため、下水道管理課からの目的外利用を開始するもの。
23	営業管理室	料金収納システム	外部提供	下水道管理課	下水道使用料業務	平成28年9月1日	法令等	下水道使用料の徴収事務は営業管理室が下水道管理課からの委任を受けて行っているが、営業管理室による下水道使用料の徴収が困難であると認められる者については、営業管理室への委任を解除し、特別債権回収室に徴収事務を移管する。そしてその徴収事務の結果を下水道管理課及び営業管理室で共有する。その際、下水道管理課、営業管理室及び特別債権回収室で当該個人情報共有するため。
24	国民健康保険課	滞納整理業務	目的外利用	介護保険課	介護保険料滞納整理業務	平成28年9月8日	法令等	重複して滞納処分をすることのないよう、国民健康保険税についての滞納者の収滞納状況、折衝状況を把握し、効率的に介護保険料の滞納管理を行うため。
25	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	協働推進課	外国人住民意識調査に係る調査対象者への調査票送付業務	平成28年9月30日	相当の理由・権利利益を害しない	法務省からの依頼により外国人にも暮らしやすい社会を実現するために行われる外国人住民意識調査の調査票の送付を行うにあたり、調査対象である18歳以上の外国人住民500人を無作為に抽出した情報を取得する必要があるため。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
26	保健衛生課	畜犬登録業務	外部提供	警察署 川口保健所		平成28年 10月1日	緊急 相当の理由・権利 利益を害しない	警察署及び保健所が迷い犬を保護した際、今までは犬の登録事項や飼い主の連絡先等を文書で提供していたが、できる限り早く飼い主と連絡を取るべきであることから、電磁的記録でも提供することとした。
27	農業委員会事務局	農地台帳業務	外部提供	農政課	安行近郊緑地保全 区域における新たな 緑農地保全方策 検討調査	平成28年 10月1日	相当の理由・権利 利益を害しない	安行近郊緑地保全区域に係る土地利用の詳細な実態調査及び土地所有者等への意向調査を行うもの。また、調査結果は市の緑農地保全方策を検討するために使用するもの。
28	固定資産税課	固定資産税・都市 計画税賦課業務	目的外 利用	都市計画課	景観計画の運用等 に係る業務	平成28年 11月1日	相当の理由・権利 利益を害しない	川口市景観計画の良好な運用を行う上で、土地建物権利者へ通知物を送付することや調査等を円滑に行うためには、正確な情報を取り扱う必要があることから、固定資産税課から個人情報を利用するもの。
29	特別債権回収室	債権回収業務	目的外 利用	東部土地区画整 理事務所	土地区画整理事業 精算金の徴収・交 付業務	平成29年 1月1日	法令等	清算金徴収事務において滞納処分のために必要な財産調査及び滞納状況調査を行うため。
30	納税課	滞納整理業務	目的外 利用	東部土地区画整 理事務所	土地区画整理事業 精算金の徴収・交 付業務	平成29年 1月1日	法令等	清算金徴収事務において滞納処分のために必要な財産調査及び滞納状況調査を行うため。
31	市民税課	市・県民税賦課調 定業務	目的外 利用	東部土地区画整 理事務所	土地区画整理事業 精算金の徴収・交 付業務	平成29年 1月1日	法令等	清算金徴収事務において滞納処分のために必要な財産調査及び滞納状況調査を行うため。
32	固定資産税課	固定資産税・都市 計画税賦課業務	目的外 利用	東部土地区画整 理事務所	土地区画整理事業 精算金の徴収・交 付業務	平成29年 1月1日	法令等	清算金徴収事務において滞納処分のために必要な財産調査及び滞納状況調査を行うため。
33	福祉総務課	臨時福祉給付金業 務	目的外 利用	納税課	滞納整理業務	平成29年 1月4日	法令等	臨時福祉給付金業務で把握している預金口座を一括で調査し、効率的に滞納整理業務を行うため。
34	福祉総務課	臨時福祉給付金業 務	目的外 利用	介護保険課	介護保険料滞納管 理業務	平成29年 1月4日	法令等	臨時福祉給付金業務で把握している預金口座を一括で調査し、効率的に滞納整理業務を行うため。
35	福祉総務課	臨時福祉給付金業 務	目的外 利用	国民健康保険課	国民健康保険税滞 納整理業務	平成29年 1月4日	法令等	臨時福祉給付金業務で把握している預金口座を一括で調査し、効率的に滞納整理業務を行うため。
36	福祉総務課	臨時福祉給付金業 務	目的外 利用	高齢者保険事業 室	後期高齢者医療保 険料賦課徴収関係 業務	平成29年 1月4日	法令等	臨時福祉給付金業務で把握している預金口座を一括で調査し、効率的に滞納整理業務を行うため。
37	住宅政策課	空き家対策業務	外部提供	国土交通省住宅 局住宅政策課		平成29年 1月6日	相当の理由・権利 利益を害しない	国土交通省が実施する「空き家の実態調査及び把握手法の開発に関する調査」において、人口増加地域における空き家等増加の特徴の把握手法及び地方公共団体が実践できる効率的で的確な空き家の把握手法の開発が進むよう、本市の行政情報を外部提供し、その調査成果を本市の空き家政策等に活用するため。
38	介護保険課	介護保険料滞納管 理業務	目的外 利用	高齢者保険事業 室	後期高齢者医療保 険料賦課徴収関係 業務	平成29年 1月10日	法令等	介護保険料にかかる滞納整理情報を目的外利用することで、効率的に滞納整理業務を行うことができるため。
39	下水道管理課	公共下水道受益者 負担金に関する業 務	目的外 利用	納税課	滞納整理業務	平成29年 1月12日	法令等	公共下水道受益者負担金の滞納整理のため、下水道管理課の公共下水道受益者負担金に関する業務から目的外利用を開始する。

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
40	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	さいたま地方法務局		平成29年2月20日	法令等	さいたま地方法務局への外部提供の方法に電磁的記録を追加する。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について

(1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公開・個人情報保護等審査会」を設置しています。

なお、平成28年度からは、行政不服審査法の規定に基づいて、同法の規定に基づく諮問の審査もしています。

(2) 審査会の委員

平成29年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
会長職務代理	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	大学教授

2 審査会の開催状況

回	開催年月日	内容
第 1 回	平成28年11月15日	行政不服審査第1号、第2号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査)
第 2 回	平成28年12月27日	行政不服審査第1号、第2号、第3号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査)
第 3 回	平成29年 2月10日	行政不服審査第1号、第2号、第3号の審査について (書面審査)
第 4 回	平成29年 3月 7日	行政不服審査第1号、第2号、第3号の審査について (書面審査)

3 不服申立ての状況

平成28年度は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する不服申立てはありませんでした。

4 審査会の答申

平成28年度は、川口市情報公開条例及び川口市個人情報保護条例の規定による諮問はありませんでしたので、それに関する答申もありませんでした。

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

(1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

(2) 審議会の委員

平成29年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	早川 和宏	大学教授
副会長	小森 貴浩	弁護士
委 員	青山 聖子	川口市議会議員
委 員	稲垣 喜代久	川口市議会議員
委 員	矢野 由紀子	川口市議会議員
委 員	小坂 伸一	I T会社技術課課長
委 員	鈴木 規子	川口市飯塚地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	橋本 昌則	川口商工会議所総務課長
委 員	高木 輝久	介護老人福祉施設事務長
委 員	佐藤 喜代子	川口市食生活改善推進員協議会広報部長
委 員	谷田部 千春	公募委員
委 員	金子 博文	公募委員

2 審議会の開催状況

回	開催年月日	内 容
第1回	平成28年8月1日	〈報告事項〉 平成27年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について
第2回	平成29年1月27日	〈審議事項〉 特定個人情報保護評価書の第三者点検について 〈報告事項〉 平成28年度個人情報取扱業務登録について

3 審議会の答申

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

平成 29 年 1 月 27 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 早川 和宏

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）
の評価の適合性・妥当性について（答申）

平成 28 年 12 月 1 日付けで意見照会のあった、国民健康保険に関する事務における実施機関の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の評価の適合性・妥当性については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

審議件名	国民健康保険に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の評価の適合性・妥当性について
審 議 日	平成 29 年 1 月 27 日（金）
審議結果	承認
内 容	
1 審議会の結論	
国民健康保険に関する事務における特定個人情報保護評価の全項目評価書（案）（以下「評価書案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 20 日特定個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する。	
2 判断の理由	
（1）適合性について	
適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。	

- (ア) しきい値判断について、当該事務における特定個人情報の対象者数は30万人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、全項目評価書案を作成している。
- (イ) 実施主体について、実施機関として川口市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。
- (ウ) 公表する部分について、セキュリティ上支障なく全て公表することとしている。
- (エ) 実施の時期について、システム改修開始前に実施している。
- (オ) いわゆるパブリックコメントについて、平成28年12月9日から平成29年1月13日まで市民意見公募手続を行っている。
- (カ) 各項目への記載について、評価書案には、必要な項目全てに記載している。

(2) 妥当性について

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

- (ア) 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は国民健康保険課及び情報政策課であり、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。
- (イ) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。
- (ウ) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。
- (エ) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。
- (オ) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。
- (カ) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に合致している。

(3) まとめ

以上の理由により、当審議会は、「1 審議会の結論」のとおり答申する。

3 審議会の付言

本件において審議会の判断は以上のとおりであるが、当審議会は、次のとおり付言する。

評価書案には、特定個人情報に関する事務を委託する際の契約書に、特定個人情報の他者への提供を認めないこと、特定個人情報ファイルの目的外利用を禁止する旨などを規定することを記載している。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の罰則規定は、受託者やその従業員などにも適用される。よって、契約上及び法律上、特定個人情報に関する事務を委託する際の個人情報保護に関して適切な担保がとられていると考えられる。

しかし、実施機関には、リスクを最小限にするための付加的な努力が求められるため、特定個人情報に関する事務を委託する際の個人情報保護対策について、更なる調査研究を重ね、必要な措置を講じて万全を期すことを望むものである。

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について

(1) 目 的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

(2) 対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関や、市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象となります。

2 附属機関等の会議の公開状況

(1) 附属機関等の会議の公開状況

平成28年度に対象となる附属機関等は88ありました。会議の開催回数は765回でした。

開催回数	公開・非公開の状況(単位：回)※			傍聴人の数
	公 開	一部非公開	非公開	
7 6 5	1 3 2	3 1	6 0 2	3 4

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの（川口市介護保険認定審査会(545回)など）や、法令などに定めがあるものです。

(2) 附属機関等の会議別公開状況

(公開・非公開決定後の会議を平成28年4月1日～平成29年3月31日に開催した附属機関等)

非公開の理由：当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき……………規定

川口市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する場合

第1号（法令秘情報）……………7条1号
第2号（個人に関する情報）……………7条2号
第3号（法人に関する情報）……………7条3号
第4号（公共の安全と秩序に関する情報）……………7条4号
第5号（審議、検討、協議に関する情報）……………7条5号
第6号（事務又は事業に関する情報）……………7条6号
第7号（国等との協力関係に関する情報）……………7条7号
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…議事運営

附属機関等一覧	公開／非公開の別	所管課	非公開の理由
附属機関等一覧(企画財政部)			
川口市自治基本条例運用推進委員会	公開	企画経営課	
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議	非公開	企画経営課	第7条第3号
川口市行政評価外部評価委員会	公開	企画経営課	
附属機関等一覧(総務部)			
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公開	行政管理課	
川口市情報公開・個人情報保護審査会	非公開	行政管理課	第7条第2号
附属機関等一覧(危機管理部)			
川口市防災会議	公開	防災課	
附属機関等一覧(理財部)			
川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会	公開	新庁舎建設室	
川口市庁舎建設審議会	公開	新庁舎建設室	
川口市固定資産評価審査委員会	公開	税制課	
川口市公有財産管理委員会	非公開	管財課	第7条第2号
附属機関等一覧(市民生活部)			
川口市交通安全対策協議会	公開	交通安全対策課	
川口市協働推進委員会	公開	協働推進課	
川口市男女共同参画推進委員会	公開	協働推進課	
附属機関等一覧(福祉部)			
川口市社会福祉保健審議会	公開	福祉総務課	
川口市介護保険運営協議会	公開	介護保険課	
川口市介護保険認定審査会	非公開	介護保険課	第7条第2号
川口市介護給付費等の支給に関する審査会	公開	障害福祉課	
附属機関等一覧(子ども部)			
川口市子ども・子育て会議	公開	子ども育成課	
川口市青少年問題協議会	公開	青少年対策室	
保育施設等事故検証委員会	公開／一部非公開／非公開	子ども総務課	第7条第2号第3号
附属機関等一覧(健康増進部)			
川口市健康・生きがいづくり推進協議会	公開	保健衛生課	
川口市国民健康保険運営協議会	公開	国民健康保険課	
附属機関等一覧(環境部)			
川口市環境審議会	公開	環境総務課	
川口市廃棄物対策審議会	公開	廃棄物対策課	
川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会	公開	環境施設課	
附属機関等一覧(経済部)			
川口市商工行政審議会	公開／一部非公開	経済総務課	第7条第3号
川口市商工資金審査会	一部非公開	経済総務課	第7条第3号
川口市商工行政審議会川口市地域貢献事業者選考部会	一部非公開	経済総務課	第7条第3号
川口市労政協議会	公開	労政課	
川口市技能振興推進モデル事業所選定専門部会	公開	労政課	
川口市農政審議会	公開	農政課	
附属機関等一覧(都市計画部)			
川口市住居表示審議会	公開	計画管理課	
川口市景観形成委員会	公開	都市計画課	
川口市都市計画審議会	公開	都市計画課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公開	都市計画課	
川口市開発審査会	非公開	開発審査課	規定
川口市建築審査会	公開／一部非公開	建築審査課	第7条第2号
川口市緑化対策委員会	公開	みどり課	
川口市空家等対策協議会	公開	住宅政策課	
附属機関等一覧(都市整備部)			
川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事務所	非公開	東部土地区画整理事務所	第7条第2号第3号
川口都市計画事業里土地区画整理審議会	非公開	里土地区画整理事務所	第7条第2号
附属機関等一覧(水道部・下水道部)			
川口市上下水道事業運営審議会	公開	水道総務課	

附属機関等一覧	公開／非公開の別	所管課	非公開の理由
附属機関等一覧(生涯学習部)			
川口市社会教育委員	公 開	生涯学習課	
川口市立中央ふれあい館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市青少年婦人教育施設運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立南平公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立新郷公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立神根公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立西公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立芝公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立前川公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立安行公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立西川口公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立青木公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立栄町公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立上青木公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立並木公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立戸塚公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立芝南公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立朝日公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立根岸公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立領家公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立芝西公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立芝北公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立芝富士公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立神根西公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立新郷南公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立前川南公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立朝日東公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立神根東公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立芝園公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立横曽根公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立安行東公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立青木東公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立戸塚西公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立里公民館運営審議会	公 開	生涯学習課	
川口市立アートギャラリー運営審議会	公 開	文化推進室	
川口市文化財保護審議会	公 開	文化財課	
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会	公 開	中央図書館	
川口市立科学館運営審議会	公 開	科学館	
川口市スポーツ推進審議会	公 開	スポーツ課	
附属機関等一覧(学校教育部)			
川口市障害児就学支援委員会	非公開	指導課	第7条第2号
新市立高校開設準備委員会	公開／一部非公開	学務課	第7条第5号
川口市学校給食運営審議会	公 開	学校保健課	
附属機関等一覧(その他部局等)			
川口市立医療センター倫理委員会	公 開	医療センター庶務課	
川口市立医療センター治験委員会	非公開	医療センター庶務課	第7条第2号

VI 資 料

川口市情報公開条例

平成12年9月27日

条例第49号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第9号

平成19年9月27日条例第42号

平成23年9月26日条例第24号

平成27年6月29日条例第49号

平成28年3月24日条例第5号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第15条）

第3章 審査請求（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第27条）

附則

第1章 総則

（平成28条例5・章名追加）

（目的）

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

（平成 18 条例 9 ・ 一部改正）

（解釈及び運用）

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

（適正使用）

第 4 条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第 2 章 公文書の公開

（平成 28 条例 5 ・ 章名追加）

（公文書の公開を請求できるもの）

第 5 条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第 5 号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(請求の手續)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の書面（以下「公開請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ

(7) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(平成17条例57・平成19条例42・平成27条例49・一部改正)

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書

の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第 1 1 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第 6 条第 3 項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前 2 項の書面に付記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第 1 2 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して 1 5 日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第 5 5 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第 1 3 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 4 5 日（市の休日を除く。）以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間

内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進

展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

第3章 審査請求

(平成28条例5・章名追加)

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(平成28条例5・全改)

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて

適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第 1 項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 30 条第 1 項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 30 条第 2 項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第 1 項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 32 条第 1 項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第 2 項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

(平成 28 条例 5・全改)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第 18 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平成 28 条例 5・一部改正)

第 4 章 雑則

(平成 28 条例 5・章名追加)

(費用負担)

第 19 条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要があると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。

3 前項に規定する場合のほか、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特

別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平成18条例9・一部改正)

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(平成17条例57・全改)

(指定管理者の情報公開)

第25条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(平成17条例57・追加)

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(平成17条例57・旧第25条繰下)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例57・旧第26条繰下)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

2 実施機関は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日（次項及び附則第6項において「編入日」という。）の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例（平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(平成 23 条例 24・追加)

- 5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 23 条例 24・追加)

- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対しての公開の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の公開の申出に対しての公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

(平成 23 条例 24・追加)

附 則 (平成 17 年 12 月 21 日条例第 57 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成 17 年条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成 18 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 27 日条例第 42 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 26 日条例第 24 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 29 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日 (以

下「施行日」という。)以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

別表（第 19 条関係）

公開の区分	手数料の額	
	第 5 条第 1 号から第 5 号までに該当するもの	第 5 条第 6 号に該当するもの
閲覧	1 件の公文書につき 1 0 0 円	1 件の公文書につき 2 0 0 円
視聴	1 件の公文書につき 1 0 0 円	1 件の公文書につき 2 0 0 円
写しの交付	1 件の公文書につき 1 0 0 円	1 件の公文書につき 2 0 0 円

備考

- 1 1 件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるものとする。

川口市個人情報保護条例

平成12年9月27日

条例第50号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第10号

平成23年9月26日条例第25号

平成27年9月28日条例第55号

(一部未施行)

平成28年3月24日条例第6号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示（第14条—第23条の2）

第2節 訂正（第24条—第28条の2）

第3節 利用停止等（第28条の3—第28条の5）

第4節 審査請求（第29条—第31条）

第4章 雑則（第32条—第38条）

第5章 罰則（第39条—第43条）

附則

第1章 総則

(平成27条例55・章名追加)

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(平成17条例57・平成27条例55・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該情報が特定個人情報である場合に限る。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
 - イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (7) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規

定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

- (8) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（平成１７条例５７・平成１８条例１０・平成２７条例５５・一部改正）

（実施機関の責務等）

第３条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- ２ 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（平成１７条例５７・一部改正）

（事業者の責務）

第４条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第５条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第２章 実施機関における個人情報の取扱い

（平成２７条例５５・章名追加）

（収集の制限）

第６条 実施機関は、個人情報の収集をするときには、個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）及び個人情報取扱業務において個人情報を利用する目的（以下「利用目的」という。）を明確にした上で、当該個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が川口市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報取扱業務を遂行するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。
- (6) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあることその他の事由により本人から収集することができないとき。
- (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

（平成17条例57・平成27条例55・一部改正）

（個人情報取扱業務の登録）

第7条 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱業務の名称

- (2) 利用目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の項目
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者に関する業務であつて専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による登録又は前項の規定による修正を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による登録に係る事項（第3項の規定により登録を抹消し、又は修正したときは、その旨）を規則で定めるところにより公示しなければならない。

6 実施機関は、前項の事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

（平成27条例55・一部改正）

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 利用目的以外の目的のために利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供を受ける個人情報を利用することにつき相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(5) 国等又は他の実施機関以外の者に提供する場合において、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供したときは、当該利用又は提供に関する次に掲げる事項を審議会に報告しなければならない。

(1) 利用又は提供をした個人情報取扱業務の名称

(2) 利用又は提供をした理由

(3) 利用又は提供をした保有個人情報の項目

(4) その他規則で定める事項

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(平成17条例57・平成27条例55・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用について準用する。

(平成27条例55・追加)

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、

特定個人情報を提供してはならない。

(平成 27 条例 55・追加)

(電子計算組織の結合の制限)

第 9 条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

第 10 条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとすること。

(2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前 2 項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(平成 17 条例 57・平成 27 条例 55・一部改正)

(委託に伴う措置)

第 11 条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者が行う措置)

第 12 条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する協定上の定めその他

個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(平成17条例57・追加)

(受託者等の義務)

第13条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第10条第1項各号及び第2項に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平成17条例57・旧第12条繰下・一部改正)

第3章 開示、訂正及び利用停止等

(平成27条例55・章名追加)

第1節 開示

(平成27条例55・節名追加)

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（第7条第2項に規定する業務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(平成17条例57・旧第13条繰下・一部改正、平成27条例55・一部改正)

(開示請求の方法)

第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則

で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の書面（以下「開示請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る開示請求を拒否しなければならない。

（平成17条例57・旧第14条繰下・一部改正、平成27条例55・一部改正）

（開示しないことができる保有個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報
- (2) 代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報
- (3) 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものの
- (4) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(7) 個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの

(平成17条例57・旧第15条繰下・一部改正、平成27条例55・一部改正)

(保有個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(平成17条例57・旧第16条繰下・一部改正)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平成17条例57・旧第17条繰下・一部改正)

(開示請求に対する措置)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第 15 条第 5 項及び前条の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの保有個人情報又は保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときの不開示部分が期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前 2 項の書面に付記しなければならない。

（平成 17 条例 57・旧第 18 条繰下・一部改正）

（開示決定等の期限）

第 20 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第 55 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第 15 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（平成 17 条例 57・旧第 19 条繰下・一部改正、平成 27 条例 55・一部改正）

（開示請求の事案の移送）

第 20 条の 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に

対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平成 27 条例 55・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 21 条 開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下この条、第 30 条第 2 項及び第 31 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平成 17 条例 57・旧第 20 条繰下・一部改正、平成 28 条例 6・一部改正)

(保有個人情報の開示の方法)

第 22 条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法に

よる保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(平成17条例57・旧第21条繰下・一部改正)

(開示請求及び開示の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、規則で定める書類を提示しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、規則で定める方法により、開示するものとする。

(平成17条例57・旧第22条繰下・一部改正)

(法令等による開示の実施との調整)

第23条の2 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(平成27条例55・追加)

第2節 訂正

(平成 27 条例 55・節名追加)

(訂正の請求)

第 24 条 何人も、自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第 14 条第 2 項の規定は、訂正請求について準用する。

(平成 17 条例 57・旧第 23 条繰下・一部改正、平成 27 条例 55・一部改正)

(訂正請求の方法)

第 25 条 第 15 条の規定は、訂正請求の方法について準用する。

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

(平成 17 条例 57・旧第 24 条繰下・一部改正、平成 27 条例 55・一部改正)

(訂正しないことができる保有個人情報)

第 26 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正の権限がないときその他訂正しないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正しないことができる。

(平成 17 条例 57・旧第 25 条繰下・一部改正、平成 27 条例 55・一部改正)

(訂正請求に対する措置)

第 27 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、全部又は一部を訂正する旨の決定をし、訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないとき（第 25 条第 1 項において準用する第 15 条第 5 項の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

ない。

(平成 17 条例 57・旧第 26 条繰下・一部改正、平成 27 条例 55・一部改正)

(訂正請求の事案の移送)

第 27 条の 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第 1 項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(平成 27 条例 55・追加)

(法令等による訂正の実施との調整)

第 28 条 法令又は他の条例の規定により、訂正請求者に対し訂正請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を訂正することとされている場合には、この節の規定は適用しない。

(平成 27 条例 55・全改)

(訂正請求への準用)

第 28 条の 2 第 20 条の規定は、訂正請求について準用する。

(平成 27 条例 55・追加)

第 3 節 利用停止等

(平成 27 条例 55・追加)

(利用の停止及び消去の請求)

第 28 条の 3 何人も、自己に関する保有個人情報が、第 6 条の規定に違反して収

集され、第8条第1項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求をすることができる。

（平成27条例55・追加）

（提供の停止の請求）

第28条の4 何人も、自己に関する保有個人情報が、第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その提供の停止の請求をすることができる。

（平成27条例55・追加）

（利用停止等の請求への準用）

第28条の5 第14条第2項、第15条、第20条、第26条、第27条及び第28条の規定は、第28条の3の利用の停止及び消去並びに前条の提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求について準用する。

（平成27条例55・追加）

第4節 審査請求

（平成27条例55・節名追加、平成28条例6・改称）

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第29条 開示決定等、訂正決定等、前条において準用する第27条各項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

（平成28条例6・全改）

（審査会への諮問）

第30条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）

に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止等を行うこととする場合

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

（平成28条例6・全改）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 3 1 条 第 2 1 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「審査庁」と、「開示決定」とあるのは「保有個人情報を開示する旨の裁決」と読み替えるものとする。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平成 1 7 条例 5 7 ・旧第 3 0 条繰下・一部改正、平成 2 8 条例 6 ・一部改正）

第 4 章 雑則

（平成 2 7 条例 5 5 ・章名追加）

（苦情の処理）

第 3 2 条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

（平成 1 7 条例 5 7 ・旧第 3 1 条繰下・一部改正）

（費用負担）

第 3 3 条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

（平成 1 7 条例 5 7 ・旧第 3 2 条繰下・一部改正、平成 2 7 条例 5 5 ・一部改正）

（個人情報保護制度に関する事務の改善等）

第 3 4 条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かななければならない。

(平成 17 条例 57・旧第 33 条繰下)

(実施状況の公表)

第 35 条 市長は、個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするために、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(平成 17 条例 57・旧第 34 条繰下・一部改正、平成 27 条例 55・一部改正)

(出資法人の講ずる措置)

第 36 条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるように指導に努めるものとする。

(平成 17 条例 57・旧第 35 条繰下)

(適用除外)

第 37 条 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(平成 27 条例 55・全改)

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 17 条例 57・旧第 37 条繰下)

第 5 章 罰則

(平成 27 条例 55・章名追加)

(罰則)

第 39 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 13 条第 1 項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報

を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。

（平成１７条例５７・追加）

第４０条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報进行自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。

（平成１７条例５７・追加）

第４１条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。

（平成１７条例５７・追加）

第４２条 前３条の規定は、市の区域外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。

（平成１７条例５７・追加）

第４３条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５０，０００円以下の過料に処する。

（平成１７条例５７・追加）

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務についての第７条第１項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱業務を現に行っているときは、遅滞なく」とする。

３ この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）

- 4 鳩ヶ谷市の編入の際、編入前の鳩ヶ谷市から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

(平成23条例25・追加)

- 5 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市個人情報保護条例（平成11年鳩ヶ谷市条例第21号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関において行われていた個人情報の処理で、編入日以後、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(平成23条例25・追加)

- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例25・追加)

- 7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成23条例25・追加)

附 則（平成17年12月21日条例第57号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第25号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年9月28日条例第55号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

(川口市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 2 川口市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月24日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

1 情報公開制度

〔請求: 条例施行日(平成13年4月1日)以降に取得・作成した文書〕
〔申出: 「請求」以外の場合〕

(2) 非公開決定としたもの(部分公開決定の非公開部分を含む)の理由

※ 文書数を示す。ただし、文書不存在については受付件数を示す。
※ 同一処分に複数の理由が存在する場合がある。

(3) 情報公開請求申出者の内訳(第5条関係)

※ 受付件数を示す。

2 個人情報保護制度

(1) 開示等請求の年度別処理件数

年度	請求区分	受付件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示		
							不開示情報 に該当 (不訂正)	文書 不存在	存否応答 拒否
13年度	開示	3	0	診療録及び画像記録、判定依頼調書面接記録表等	2	1	0	0	0
14年度	開示	4	0	指導要録、救急活動記録表等	3	1	0	0	0
	訂正等	3	0	住基ネットへの提供の中止等	0	0	3	0	0
15年度	開示	9	0	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書等	3	3	0	3	0
16年度	開示	20	1	上記の他、救急活動記録、共同ビル新築工事に関する近隣説明状況報告書、外国人登録原票等	11	5	0	3	0
17年度	開示	20	2	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書、指導台帳等	9	6	0	3	0
18年度	開示	19	2	戸籍謄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書、住民票交付申請書、介護保険住宅改修費に関わる書類一式、火災調査記録票等	7	5	0	5	0
19年度	開示	33	3	病院外来のレセプト、戸籍謄本請求書、印鑑登録証明書交付・抹消申請書、住民票交付申請書、介護保険認定審査会資料の認定調査票、生徒指導要録、救急活動記録票等	16	10	0	3	1
20年度	開示	32	7	住民票交付申請書、住民票消除申立書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付・廃止申請書、自動車臨時運行許可申請書、指導要録、審査会・審議会の議事録、苦情申出調査報告書等	11	7	0	7	0
21年度	開示	55	1	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付・廃止申請書、自動車臨時運行許可申請書、苦情処理報告書等	23	20	1	10	0
22年度	開示	46	3	国民健康保険簡易申告書、農地転用届出関係書、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	20	12	0	14	0

年度	請求 区分	受付 件数	取下げ 件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示		
							不開示情報 に該当 (不訂正)	文書 不存在	存否応答 拒否
23年度	開示	43	5	下水道宅内排水設備に関する文書、介護認定調査票、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	17	22	0	2	0
24年度	開示	57	4	介護認定調査票、印鑑登録証明書交付申請書、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、更生相談所判定結果、生活保護の調査・訪問記録、診療報酬明細書、救急活動記録票等	32	23	0	13	0
25年度	開示	56	1	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、担当課における請求者本人に関するすべての情報について、請求者から送付された市長への手紙に関する市の業務処理状況などが明記された資料一式等	34	25	1	12	1
26年度	開示	44	9	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	17	15	0	4	0
	訂正等	2	0	PTA等の外郭団体への提供の停止	2	0	0	0	0
27年度	開示	53	10	住民票交付申請書、印鑑登録証明交付申請書、戸籍証明書交付申請書、住民異動届、救急活動記録票、保育所児童保育要録等	17	22	0	5	0
28年度	開示	63	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	19	41	0	6	0
	訂正等	1	0	川口市立〇〇〇学校が保護者代表に提供した請求者本人に関わる個人情報の使用停止及び削除	0	0	1	0	0
合 計		563	61		243	218	6	90	2

※ 請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正。

(2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

不開示又は部分開示の理由		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
第16条関係	法令秘情報(第16条第1号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0
	代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	1	1	2	5	5	4	8	5	15	11	19	13	18	11	22	34
	審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	3
	事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	7	0	0	1
	国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	13	0	0	0
	評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
存否応答拒否(第18条)		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
文書不存在(第19条第2項)		0	0	3	3	3	6	6	9	16	18	2	22	19	9	5	9
不訂正(第27条第2項)		0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
他の制度との調整(第37条)		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1	4	7	8	9	10	15	14	33	31	32	46	60	20	27	53

※ 同一処分に複数の理由が存在する(H15、19、21、22、23、24、25、26、28年度)。

3 川口市情報公開・個人情報保護等審査会答申

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
1	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会 定例会秘密会会議録及び一切の 資料」についての部分公開決定に 対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
2	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会 定例会秘密会会議録及び一切の 資料」についての部分公開決定に 対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
3	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学 校の教育職員の勤務管理につい ての学校から市教委への市内小中 学校全校の回答書」についての非 公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公 開とした決定は妥当	答申どおり
4	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学 校の教育職員の勤務管理につい ての学校から市教委への市内小中 学校全校の回答書」についての非 公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公 開とした決定は妥当	答申どおり
5	平成15年4月14日	市長 (市民課)	「住基ネットへの本人確認情報の 提供という目的外利用等の中止請 求及び住民票コードという個人情 報の削除請求」についての不訂正 決定に対する不服申立て	住基ネットへの本人確認 情報の外部提供及び住 民票コードの削除を拒否 した決定は妥当	答申どおり
6	平成16年10月21日	市長 (開発審査課)	「川口市川口1丁目2番地区共同 ビル新築工事に係る近隣説明報告 書及びその添付図書並びに変更 届」についての部分公開決定に 対する不服申立て	個人情報に該当し、非公 開とした決定は妥当	答申どおり
7	平成16年11月11日	市長 (市民課)	「請求者本人に係る印鑑登録証明 書交付申請書(平成16年2月1日 から平成16年3月16日)」につ いての文書不存在のための非公 開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公 開とした決定は妥当	答申どおり
8	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業 課)	「平成17年1月18日No.493で認 可された区画整理法第76条の許 可の写し及び認可に至るまでの 経緯に関する文書一切」につ いての部分公開決定に対する不 服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
9	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業 課)	「川口都市計画事業芝東第4土 地区画整理事業に係る仮換地指 定(川東区発第77号及び同第79 号)に対して申立てのあった審 査請求に対する裁決謄本及びこ の裁決に対する川口市での協議 内容に関する資料一切の他4項 目」についての部分公開決定に 対する不服申立て	個人情報及び審議、検 討、協議並びに事務事業 情報を理由に部分公開と した決定は妥当	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
10	平成19年6月25日	市長 (市民課)	行政書士、弁護士等有資格者の戸籍謄本、住民票の職務上請求に関し有資格者と川口市とのメモを含む協議記録の他10項目についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書(1、2、10、11の文書)を非公開とする決定は妥当	答申どおり
11	平成23年3月1日	市長 (職員課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
12	平成23年3月1日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
13	平成24年6月29日	教育委員会 (学務課)	平成21年9月21日開催の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている教育長の「免許法が変わり、中学校の免許しか所持していなくても、小学校で所持している免許の教科は教えることができる。例えば教科担任制の学校に行けば、その学年の教えることは可能である。逆を言えば学級担任は持ちづらい」との発言のうち、「学級担任は持ちづらい」との発言の法的根拠を示す文書等についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
14	平成24年6月29日	市長 (障害福祉課)	「〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	個人情報等に該当し非公開とした決定は妥当	答申どおり
15	平成24年7月13日	市長 (下水道維持課)	「東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道取付管工事に於ける請求書に対する支出伝票、またその支払の内訳がわかる文書」等についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書を非公開とする決定は妥当	答申どおり
16	平成25年7月11日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	川口市立医療センターにおける、診療録以外で〇〇〇〇に関する情報が記載されている文書全てについての部分開示決定に対する不服申立て	川口市病院事業管理者がした部分公開決定は妥当	答申どおり
17	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	部分開示決定及び文書不存在を理由に一部を不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり
18	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
19	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
20	平成25年12月17日	市長 (秘書課)	『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式(手引きや要綱など含む一切の行政文書)についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり
21 ・ 22	平成25年12月17日	市長 (秘書課) (街路事業課)	〇〇〇〇より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式(決裁等を含む) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年4月12日送付) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年10月18日送付) 標題”要求書”について(2011年4月8日付け第73957号書留内容証明郵便で送付、4月11日配達) 標題”市長への手紙”について(2012年2月19日送付) 標題”川口市が無視し続けている懸案”について(2012年6月4日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年7月27日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月3日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月5日送付) 標題”市長への提案及び要求書”について(2012年10月22日送付) についての部分開示決定に対する不服申立て	川口市長がした開示決定、部分開示決定は妥当	答申どおり
23	平成26年3月24日	市長 (予防課)	「平成〇〇年〇月〇日川口市朝日〇丁目〇番〇号店舗『〇〇〇〇』にて発生した火災事案に関する質問調書を除く火災調査書類」についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり
24	平成26年6月25日	市長 (街路事業課)	平成24年10月6日の交渉(川口市作成:〇〇〇〇対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ又は録音(録画)したことを証する公文書(電磁的記録を含む。)についての、当初より開示請求に係る保有個人情報存在しないため不開示としたことに対する不服申立て	不開示理由は適切とはいえないが、不開示決定は妥当	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
25	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」のうち転入及び転学を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「学級連絡網」について文書不存在により不開示とした決定は不当であり取り消されるべきである 「指導要録」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
26	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」「指導要録」「出席簿(21年度・22年度)」「学校日誌(21年度・22年度)」のうち入学及び転学等を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「児童名簿」「学級連絡網」について文書不存在による不開示とした決定は妥当 「出席簿」「学校日誌」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
27	平成26年12月8日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定(存否応答拒否)に対する不服申立て	不開示決定は妥当	答申どおり
28	平成26年12月8日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	平成24年4月3日付FAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべきである その他の文書についての不開示決定は妥当	答申どおり
29	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所がある それ以外は妥当	答申どおり
30	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取り消すべき箇所がある また、不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所がある それ以外は妥当	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
31	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所があるそれ以外は妥当	答申どおり
32	平成27年12月24日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	病院事業管理者がした不開示決定は妥当	答申どおり
33	平成27年12月24日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	教育委員会がした不開示決定は妥当	答申どおり

4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

答申番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
1	平成13年5月11日	市長 (行政管理課)	個人情報保護制度の運営について (個人情報取扱の承認基準について)	一括承認基準の明規
2	平成13年8月30日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供について (議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について)	記載方法の明規
3	平成15年11月25日	水道事業管理者 (水道部業務課)	個人情報の外部提供について (水道業務委託に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
4	平成16年9月28日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (老人保健医療事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
5	平成16年9月28日	市長 (国民健康保険課)	個人情報の外部提供について (国民健康保険事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
6	平成17年3月18日	市長 (行政管理課)	情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて (手数料、指定管理者、独立行政法人等及び地方独立行政法人、罰則規定について)	制度の改正内容の整理
7	平成18年8月25日	市長 (介護保険課)	介護保険事務に係る電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
8	平成20年2月1日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (災害時要援護者に関する個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
9	平成22年3月23日	市長 (市民課)	個人情報の外部提供について (川口市戸籍謄本等の本人通知制度について)	承認
10	平成24年8月29日	市長 (長寿支援課)	高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
11	平成25年3月27日	病院事業管理者 (医事課)	医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合について	承認
12	平成27年3月13日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価者の第三者点検について(住民基本台帳に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
13	平成27年9月1日	市長 (情報政策課) (税制課) (納税課) (市民税課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価書の第三者 点検について	承認
14	平成28年3月25日	市長 (建築安全課)	建築行政共用データベースシステム の使用に係る業務の結合について	承認
15	平成28年3月25日	市長 (農業委員会事務局)	農地情報公開システムの整備に係る 業務の結合について	承認
16	平成29年1月27日	市長 (情報政策課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価者の第三者 点検について(国民健康保険に関す る特定個人情報保護評価書(全項目 評価書)の評価の適合性・妥当性に ついて)	承認

個人番号を用いる個人情報取扱業務

	課名	登録業務名	対象者の範囲	利用目的	個人番号を用いる根拠
1	用地対策課	用地取得業務	川口市内の用地買収事業に係る契約当事者 (用地被買収者)	公共事業用地等の取得に伴う対価の支払調書を税務署長に提出するため。 ※税務署に支払調書を提出した後は、速やかに個人番号記載資料を廃棄	番号法9条3項 番号法別表第1 38項 国税通則法124条
2	納税課	滞納整理業務	川口市税滞納者	税負担の公平性と財源確保のため。	番号法別表第1 16項
3	市民税課	市・県民税賦課調定業務	賦課期日(1月1日)現在で、川口市内に住所を有する個人及びその扶養親族 川口市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で川口市内に住所を有しない者	適正・公正な市・県民税賦課調定のため。	番号法別表第1 16項
4	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	川口市内に軽自動車等の定置場又は使用の本拠の位置を有する車両所有者及び使用者	軽自動車税賦課のため。	番号法別表第1 16項
5	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	市内に固定資産を有する者	地方税法及び市民税条例に基づく適正・公正な賦課を行うため。	番号法別表第1 16項
6	国民年金課	国民年金給付業務	市内に住民登録のある国民年金被保険者 市内に住民登録のある国民年金・厚生年金受給者	年金給付業務に係る届出書の経緯を明らかにし、事務処理を迅速、正確に行うため。また、被保険者及び受給者からの照会及び相談に的確に対応するため。	番号表別表第1 31項・83項・95項
7	市民課	住民基本台帳関係業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
8	芝支所	住民基本台帳業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
9	新郷支所	住民基本台帳業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
10	神根支所	住民基本台帳業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
11	安行支所	住民基本台帳業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
12	戸塚支所	住民基本台帳業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
13	川口駅前行政センター	住民基本台帳業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
14	鳩ヶ谷支所	住民基本台帳業務	川口市に本籍及び住所を有する者	住民の居住関係を公証するため。	住民基本台帳法7条
15	市民課	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、住所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条

	課名	登録業務名	対象者の範囲	利用目的	個人番号を用いる根拠
16	芝支所	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、居所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条
17	新郷支所	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、居所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条
18	神根支所	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、居所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条
19	安行支所	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、居所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条
20	戸塚支所	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、居所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条
21	川口駅前行政センター	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、居所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条
22	鳩ヶ谷支所	番号指定及び通知カード・個人番号カード交付業務	川口市に住民登録のある者又は平成27年10月5日以降住民登録のあった者 川口市に住民票はないが、居所地経由申請方式で個人番号カードの申請を行う者	個人番号を指定し、通知カード・個人番号カードを交付するため。	番号法第7条第1項 番号法第17条
23	福祉総務課	遺家族援護業務	川口市に住民登録のある戦傷病者及び戦没者の遺族	戦傷病者及び戦没者の遺家族に対する援護のため。	番号法別表第1 48項
24	生活福祉課	生活保護業務	生活保護法に基づく生活保護相談者、申請者及び被保護世帯	生活保護の相談、生活保護法に基づく申請の審査及び被保護世帯の保護のため。	番号表別表第1 15項 川口市番号法条例別表第1 1項
25	生活福祉課	中国残留邦人支援給付業務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の申請者	支援給付又は配偶者支援金を支給するため。	番号法別表第1 63項

	課名	登録業務名	対象者の範囲	利用目的	個人番号を用いる根拠
26	障害福祉課	身体障害者手帳交付業務	川口市に住民登録のある身体障害者手帳申請者 川口市に住民票はないが、本市が援護している身体障害者手帳申請者	身体障害者手帳を県に進達して交付するため。	番号法別表第1 11項
27	障害福祉課	補装具交付等業務	川口市に住民登録のある補装具交付申請者及びその世帯員 川口市に住民票はないが、本市が援護している補装具交付申請者及びその世帯員	身体の不自由なところを補う装具を交付又は修理するため。	番号法別表第1 84項
28	障害福祉課	自立支援医療(更生医療)給付業務	川口市に住民登録のある自立支援(更正医療)給付申請者及びその世帯員 川口市に住民票はないが、本市が援護している自立支援(更正医療)給付申請者及びその世帯員	障害の程度を軽減したり除去する医療を給付するため。	番号法別表第1 84項
29	障害福祉課	障害者等福祉手当支給業務	川口市に住民登録のある福祉手当受給者	福祉手当を支給するため。	川口市番号法条例別表第1 3項
30	障害福祉課	重度心身障害者医療費助成業務	川口市に住民登録のある障害者医療費受給者及びその世帯員 川口市に住民票はないが、本市で援護している障害者医療費受給者及びその世帯員	医療費の一部を助成するため。	川口市番号法条例別表第1 4項
31	障害福祉課	日常生活用具給付業務	川口市に住民登録のある日常生活用具給付申請者及びその世帯員 川口市に住民票はないが、本市が援護している日常生活用具給付申請者及びその世帯員	日常生活用具を給付するため。	番号法別表第1 84項
32	障害福祉課	特別児童扶養手当支給業務	川口市に住民登録のある特別児童扶養手当支給申請者及びその世帯員 川口市に住民票はないが、本市が援護している特別児童扶養手当支給申請者及びその世帯員	特別児童扶養手当が支給されるよう県に進達するため。	番号法別表第1 46項
33	障害福祉課	精神障害者保健福祉手帳交付業務	川口市に住民登録のある精神障害者保健福祉手帳交付申請者及びその世帯員 川口市に住民票はないが、本市が援護している精神障害者保健福祉手帳交付申請者及びその世帯員	精神障害者保健福祉手帳を県に進達して交付するため。	番号法別表第1 14項

	課名	登録業務名	対象者の範囲	利用目的	個人番号を用いる根拠
34	障害福祉課	自立支援医療(精神通院)受給者証交付業務	川口市に住民登録のある自立支援医療(精神通院)申請者 川口市に住民票はないが、本市が援護している自立支援医療(精神通院)申請者	自立支援医療(精神通院)受給者証を県に進達して交付するため。	番号法別表第1 84項
35	障害福祉課	自立支援福祉サービス業務	川口市に住民登録のある身体障害者・知的障害者・精神障害者 川口市に住民票はないが、本市が援護している身体障害者・知的障害者・精神障害者	自立支援福祉サービスの提供をするため。	番号法別表第1 84項
36	障害福祉課	自立支援医療(育成医療)給付業務	川口市に住民登録のある自立支援医療(育成医療)給付申請者及びその世帯員 川口市に住民票はないが、本市が援護している自立支援医療(育成医療)給付申請者及びその世帯員	障害の程度を軽減又は除去する医療を給付するため。	番号法別表第1 84項
37	障害福祉課	障害児通所給付費業務	川口市に住民登録のある障害児通所サービス利用者及びその保護者 川口市に住民票はないが、本市が援護している障害児通所サービス利用者及びその保護者	障害児通所サービスの利用認定をするため。	番号法別表第1 8項
38	障害福祉課	川口市地域活動支援センター事業	川口市に住民登録のある地域活動支援センター事業利用者及びその保護者 川口市に住民票はないが、本市が援護している地域活動支援センター事業利用者及びその保護者	地域活動支援センター事業の利用認定をするため。	番号法別表第1 84項
39	障害福祉課	川口市日中一時支援事業	川口市に住民登録のある日中一時支援事業利用者及びその保護者 川口市に住民票はないが、本市が援護している日中一時支援事業利用者及びその保護者	日中一時支援事業の利用認定をするため。	番号法別表第1 84項
40	子ども育成課	児童手当業務	児童手当受給者	家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために支給される児童手当の支給要件を確認するため。	番号法別表第1 56項
41	子ども育成課	児童扶養手当業務	児童扶養手当受給者	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される児童扶養手当の支給要件を確認する必要があるため。	番号法別表第1 37項

	課名	登録業務名	対象者の範囲	利用目的	個人番号を用いる根拠
42	子ども育成課	子ども医療費支給業務	子ども医療費受給者及びその世帯員	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするための子ども医療費の支給要件を確認するため。	川口市番号法条例別表第1 5項
43	子ども育成課	ひとり親家庭等医療費支給業務	ひとり親家庭等医療費受給者及びその世帯員	母子・父子家庭のいわゆるひとり親家庭が安心して医療を受けられるようにするためのひとり親家庭等医療費の支給要件を確認するため。	川口市番号法条例別表第1 6項
44	子ども育成課	ひとり親家庭自立支援給付金業務	ひとり親家庭自立支援給付金受給者	給付金に要する資格審査のため。	番号法別表第1 45項
45	子育て相談課	助産施設入所措置業務	川口市に住民登録のある妊産婦 川口市内に居住している難民である妊産婦	市内の妊産婦で、経済的理由により出産費の捻出ができない者に助産を受けさせるため。	番号法別表第1 9項
46	子育て相談課	母子生活支援施設入所措置業務	母子生活支援施設に入所する川口市に住民登録のある母子	母子家庭の母と子を入所させて保護するため。	番号法別表第1 9項
47	保育入所課	保育所入所関係業務	保育所等利用申込者及びその世帯員	保育所等利用調整のため。	番号法別表第1 8項
48	保育入所課	私立幼稚園就園奨励費等補助金業務	川口市に住民登録があり認可私立幼稚園に通う子どもがいる世帯のうち当該補助金の交付を申請する者	対象者に幼稚園就園奨励費等補助金を交付するため。	川口市番号法条例別表第1 7項
49	保育入所課	支給認定業務	支給認定申請者及びその世帯員	支給認定業務のため。	番号表別表第1 94項
50	介護保険課	要介護(支援)認定業務	川口市介護保険被保険者で要介護(支援)認定申請者	要介護(支援)認定を行うため。	番号法別表第1 68項
51	介護保険課	介護保険資格管理業務	川口市介護保険第1号被保険者ならびに川口市介護保険第2号被保険者のうち要介護認定者及び被保険者証の交付を申請したもの	介護保険被保険者の資格情報を管理し、介護保険制度を運営するため。	番号法別表第1 68項
52	介護保険課	介護保険料賦課徴収業務	川口市介護保険料第1号被保険者	介護保険料を賦課し徴収するため。	番号法別表第1 68項
53	介護保険課	介護保険給付業務	川口市介護保険被保険者で要介護(支援)認定を受け、介護サービスを利用する者	介護保険被保険者に対する保険給付をするため。	番号法別表第1 68項 川口市番号法条例別表第1 2項
54	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	川口市国民健康保険加入者及び擬制世帯主	国民健康保険の加入、脱退及び被保険者証の交付	番号法別表第1 16項
55	国民健康保険課	国民健康保険賦課業務	川口市国民健康保険加入者及び擬制世帯主	国民健康保険税を賦課するため。	番号法別表第1 16項

	課名	登録業務名	対象者の範囲	利用目的	個人番号を用いる根拠
56	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	川口市国民健康保険税の滞納をしている納税義務者(世帯主)	国民健康保険税の未納者に対し、滞納整理をするもの。	番号法別表第1 16項
57	国民健康保険課	療養給付関係業務	川口市国民健康保険被保険者で保険医療機関等を受診した者	保険医療機関等への診療報酬支払いのため。	番号法別表第1 30項
58	国民健康保険課	高額療養費支給業務	川口市国民健康保険被保険者で一月の医療費が一定を超えた者	月の医療費が一定額を超えた者に適正な額を支給するため。	番号法別表第1 30項
59	国民健康保険課	療養費支給業務	川口市国民健康保険被保険者で緊急等の事情により被保険者証を用いずに医療機関等において治療を受けた者	緊急等の事情により被保険者証を用いずに医療機関等において治療を受けた者に療養費を支給するため。	番号法別表第1 30項
60	国民健康保険課	出産育児一時金・葬祭費他支給業務	川口市国民健康保険被保険者	被保険者の出産・死亡の際に出産育児一時金・葬祭費を支給するため。また、医師の移送を行った費用を支給するため。	番号法別表第1 30項
61	国民健康保険課	高額介護合算療養費支給業務	川口市国民健康保険加入者で計算期日の末日に属する医療保険上の世帯を単位として計算期間に負担した医療費が一定限度を超えた者(介護サービス費を含む)	月の医療費が一定額を超えた者に適正な額を支給するため。	番号法別表第1 30項
62	国民健康保険課	国民健康保険適用適正化に係る調査業務	川口市国民健康保険加入者で国民年金1号被保険者のうち喪失期間のある者及び国民健康保険被保険者のうち一定額以上の社会保険控除の申請がある者	国民健康保険の適用適正化を図るため。	番号法別表第1 16項
63	高齢者保険事業室	後期高齢者医療資格管理業務	川口市に住民登録のある埼玉県後期高齢者医療保険被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する特例に該当する者を含む)並びに74歳の者及びそれらの世帯員	後期高齢者医療被保険者の資格情報を管理し、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携して後期高齢者医療制度を運営するため。	番号法別表第1 59項
64	高齢者保険事業室	後期高齢者医療給付関係業務	川口市に住民登録のある埼玉県後期高齢者医療保険被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する特例に該当する者を含む)の、支給計算期間末日に属する医療保険上の世帯を単位として、計算期間に負担した医療費が一定限度を超えたもの(介護サービス費の負担を含む)	後期高齢者医療被保険者に対する保険給付のため。	番号法別表第1 59項

	課名	登録業務名	対象者の範囲	利用目的	個人番号を用いる根拠
65	高齢者保険事業室	高額介護合算療養費支給業務	埼玉県後期高齢者医療被保険者の、支給計算期間末日に属する医療保険上の世帯を単位として、計算期間に負担した医療費が一定限度を超えたもの(介護サービス費の負担を含む)	後期高齢者医療費保険者に対する保険給付に必要なため。	番号法別表第1 59項
66	保健センター	母子健康手帳交付業務	川口市に住民登録のある妊婦	妊娠の届出により、母子健康手帳を交付し、必要な母子保健の正しい知識の周知を徹底させるとともに、必要な保健指導や健康診査を行うため。	番号法別表第1 49項
67	保健センター	未熟児養育医療	指定医療機関に入院した1歳児未満の川口市に住民登録のある乳児の保護者	入院を要する未熟児に対し、指定医療機関で公費負担による医療給付を行うため。	番号法別表第1 49項
68	公営競技事務所	オートレース選手賞金支給業務	全国オートレース選手登録者	選手個人が取得した賞金額を一覧表に打ち出し、それに基づき各個人に支払いをするため。 ※税務署に支払調書を提出した後は、速やかに個人番号記載資料を廃棄	番号法9条3項 番号法別表第1 38項 国税通則法124条
69	公営競技事務所	従業員給与支給業務	埼玉県公営競技従業員雇用候補者名簿に登録されている者及びJRAに登録されている県外応援者	従業員が働いた日数分の給与の支払いを打ち出し、それに基づき各個人に支払いをするため。 ※税務署に支払調書を提出した後は、速やかに個人番号記載資料を廃棄	番号法9条3項 番号法別表第1 38項 国税通則法124条
70	土地区画整理事務所	移転物件等補償業務	川口市内土地区画整理事業による建物等移転補償対象者	土地区画整理事業の施行に伴い、損失補償の基準を定め、もって事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図るため。 ※税務署に支払調書を提出した後は、速やかに個人番号記載資料を廃棄	番号法9条3項 番号法別表第1 38項 国税通則法124条
71	指導課	要保護及準要保護援助費補助金業務	申請者(審査対象者)本人及びその世帯員	義務教育の就学が家庭の事情により困難な児童・生徒のいる世帯に対して、その一部を援助するため。	川口市番号条例別表第1 8項

川口市情報公開条例及び川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(川口市情報公開条例の一部改正)

第1条 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）」を加え、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）第2条第3号に規定する個人識別符号

第9条中「非公開情報」の次に「（第7条第3号に掲げる情報を除く。）」を加える。

第14条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

(川口市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 川口市個人情報保護条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該情報が特定個人情報である場合に限る。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部改正)

2 川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成12年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付について

平成29年度市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（以下「通知書」という。）について、2件（7名分）の誤送付事案が発生いたしました。

ご迷惑をおかけした皆さま、関係事業所の皆さまにお詫びするとともに、市民の皆さまの信頼を損ねたことにつきまして心からお詫び申し上げ、今後はこのようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

1 概要

（1）職員の事務処理誤り

ア 事案を市が確認した日

5月19日

イ 対象者数

1名（1事業所）

ウ 内 容

職員のデータ入力誤りにより、別人の税額等を記載した通知書を送付。

エ 対 応

誤送付の通知書は既に回収済み。対象者のかたや誤送付先企業に説明の上、謝罪した。

（2）封入業務受託事業者の封入誤り

ア 事案を市が確認した日

5月23日

イ 対象者数

6名（1事業所）

ウ 内 容

作業受託事業者の確認漏れにより、企業等に送付する封筒に、別の企業等に送付すべき通知書の一部を誤って封入したまま送付。

エ 対 応

誤送付の通知書は既に回収済み。対象者のかたや誤送付先企業に説明の上、謝罪した。

2 通知書に掲載される個人情報

住所、氏名、マイナンバー、税額等の課税情報

3 被害の状況

対象者は特定されており、通知書はすべて回収済みである。現時点で誤送付先企業以外への流出は確認されていない。

4 再発防止策

職員及び受託事業者に、定められた確認手順を再度しっかりと認識させるため、研修等を実施する。

（参考）通知書送付総件数

約57,000件（約23万人分）